

令和 6 年秋の年次公開検証の指摘事項に対する各府省庁の対応状況

—目次—

令和6年秋の年次公開検証対象事業

(1) 予算事業

○児童保護費等負担金等（里親委託の推進）（こども家庭庁）	3
○農林水産省共通申請サービス（デジタル庁、農林水産省）	9
○福島再生加速化交付金、福島生活環境整備・帰還再生加速事業（復興庁）	12
○国費外国人留学生制度（文部科学省）	17
○補習等のための指導員等派遣事業（文部科学省）	20
○人材開発支援助成金（厚生労働省）	22

(2) 基金事業

○自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業基金（復興庁、経済産業省）	25
○リスクリングを通じたキャリアアップ支援事業基金（経済産業省）	29

(3) EBPMセッション

○EBPMの推進を担う人材の育成の在り方について（内閣官房行政改革推進本部事務局）	32
---	----

秋の年次公開検証の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	こども家庭庁		
テーマ等	児童保護費等負担金等（里親委託の推進）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 里親等（里親及びファミリーホーム）への委託率の目標達成に向け、これまでも様々な取組を行い、里親等委託率は着実に上昇してきている。こどもの最善の利益を図りつつ、目標を達成するため、課題は様々であるが、特に以下の事項に取り組む必要がある。 ・ 現状の政府の数値目標は、家庭養育優先の原則の下、<u>里親委託を推進する観点から必要なものだが、これが現場の感覚・取組や社会的養護の実態を踏まえたものになっているかについては、適時適切に検証をしていく必要がある。定量的な評価は難しいと考えられるが、インタビュー調査などによって目標自体の適切性を常に確認する必要がある。</u> ・ 里親等への委託に至る一連の流れを、里親等の認定・登録、里親と里子のマッチング、里親に対する支援・指導といったフローごとに分け、それぞれのフローに焦点を当てて里親等への委託を含むこどもにとっての最善の対応を進めるための課題を洗い出し、解決策を講ずることが重要であり、<u>各フローにおける実態把握を行い、効果発現の経路について速やかに検討すべきである。</u> ・ 国は、里親支援センターを中心に、里親養育包括支援事業も活用しながら、<u>地域の里親支援体制の充実のために必要な財政支援を引き続き行っていくべきである。</u>その上で、地方自治体がより適したメニューの組合せを選択・実施できるよう、<u>里親支援だけでなく社会的養育に対する支援の全体像をパッケージ化して示していくべきである。</u> ・ 現状の里親等の登録率や委託率については地方自治体間でばらつきがあり、<u>これらの指標が高い地方自治体の取組を他の自治体に展開することが重要である。</u>展開に当たっては、これらの高い指標を達成できている背景・環境等を詳細に分析し、その結果も踏まえたきめの細かい対応を行うべきである。また、<u>委託率が低い地方自治体に対しては、その取組状況や課題等を継続的に把握して、必要な助言を行うなど、伴走型で対応していくべきである。</u> ・ 里子になり得る要保護児童は、両親の死別や虐待等を経験し、日常生活においてもケアや配慮が必要となるケースが多いと考えられる。専門里親以外の里親に対しても、<u>専門的ケアを必要とする児童を養育するために必要な知識・技能を習得してもらえ環境を整備するとともに、里親を支援する機能等を施設に持たせる高機能化、多機能化の施策なども併せて推進すべきである。</u> ・ 里子を養育するための費用を賄うため里親手当などが支給されているが、幼稚園に係る費用は実費支給されているのに対し保育所等に係る費用は実費支給されていないなど、里親を取り巻く環境に必ずしも整合しない部分もあり、<u>実費支給の在り方について検討すべきである。</u>また、共働きの里親による養育環境整備のための<u>保育所の優先利用措置の周知や、里親による短期間のこどもの預かり（ショートステイや一時保護等）の支援に積極的に取り組むと同時に、この短期間の預かりの調整を担う機関の強化等も必要である。</u> ・ 登録里親が都道府県、政令指定都市や特別区をまたいで転居した場合、登録が抹消され、再度の登録が必要となっているが、登録里親の負担を軽減するためにも、<u>登録里親が転居した場合であっても従前の里親登録が有効に機能する仕組みなどの方案を検討すべきである。</u> ・ 里親等委託率を上昇させていくに伴い、マッチングした後に里親による養育が不調となり、委託解除となってしまう事例が増えることも予想される。<u>これまでの不調事例も含め、不調となった原因・背景や改善策についての各地方自治体の振り返りを、全国で体系的に共有する仕組みを検討すべきである。</u> 		
個別項目	対応方針・スケジュール	決定・実施した内容	備考
<p>・ <u>現状の政府の数値目標は、家庭養育優先の原則の下、里親委託を推進する観点から必要なものだが、これが現場の感覚・取組や社会的養護の実態を踏まえたものになっているかについては、適時適切に検証をしていく必要がある。定量的な評価は難しいと考えられるが、インタビュー調査などによって目標自体の適切性を常に確認する必要がある。</u></p>	<p>・ 各都道府県等の里親等委託率の目標値について、随時ヒアリングを行うとともに、毎年度、里親等委託率（実績値）とともに、目標値の設定（見直し）状況についても把握し、取りまとめる。それらを踏まえ、各都道府県等に対して、里親等委託の推進の観点から、必要な助言等を行うとともに、国の目標値についての検証を行う。</p> <p>・ そのために、以下の取組を実施していく。</p> <p>① 令和6年12月に、次期社会的養育推進計画で設定予定の里親等委託率の目標値につい</p>	<p>・ 「里親等委託の更なる推進について」（令和6年3月12日付けこ支家第126号こども家庭庁支援局長通知）にて、国においても、各都道府県等の里親等委託の取組の進捗について、毎年度、調査を実施し、分析・評価を行った上で、都道府県等ごとの取組状況を公表するとともに、継続的にフォローを行い、必要な支援策について検討することとしている旨周知。</p> <p>・ 令和6年12月に、次期社会的養育推進計画で設定予定の里親等委託率の目標値について、年齢区分別にその目標値を設定する根拠や考え方を調査・ヒアリングし、国において把握。</p>	

	<p>て、年齢区分別にその目標値を設定する根拠や考え方を調査・ヒアリングし、国において把握。</p> <p>② 全ての都道府県等の次期社会的養育推進計画の策定が完了後、各都道府県等の里親等委託率の目標値を調査し、取りまとめた結果を公表する。</p> <p>③ 引き続き、令和7年度以降、目標値の設定（見直し）状況について、調査を実施し、取りまとめた結果を公表する予定。</p>		
<p>・里親等への委託に至る一連の流れを、里親等の認定・登録、里親と里子のマッチング、里親に対する支援・指導といったフローごとに分け、それぞれのフローに焦点を当てて里親等への委託を含むこどもにとっての最善の対応を進めるための課題を洗い出し、解決策を講ずることが重要であり、各フローにおける実態把握を行い、効果発現の経路について速やかに検討すべきである。</p>	<p>・令和6年度より実施した「里親等委託の更なる推進に向けた自治体間ネットワーク会議」（以下「自治体間ネットワーク会議」という。）について、里親等委託の更なる推進のための6つの課題（①里親登録、②委託同意、③里親委託（マッチング）、④委託後、⑤里親の養育技術等、⑥関係機関、体制）を整理し、都道府県等に提示し、取組事例や効果等の共有・意見交換等を実施する。</p> <p>・里親等の登録率や委託率について、地方自治体間でばらつきがあること等を踏まえ、令和7年度以降も自治体間ネットワーク会議を継続し、都道府県等に対して伴走的支援の取組を強化する。</p> <p>・また、令和7年度の行政事業レビューシート作成の際に、レビューシートの効果発現経路について、各フローの課題や解決策を踏まえアウトカムを設定する。</p> <p>・そのために、以下の取組を実施していく。</p> <p>① 令和6年6月26日に、第1回自治体間ネットワーク会議開催</p> <p>② 同年7月16日～8月9日全ての都道府県等に個別ヒアリングを実施</p> <p>③ 同年9月24日に、第2回自治体間ネットワーク会議開催</p> <p>④ 同年12月13日に、第3回自治体間ネットワーク会議開催</p> <p>⑤ 令和7年3月に、第4回自治体間ネットワーク会議開催予定</p> <p>⑥ 令和7年度以降も、自治体間ネットワーク会議を継続</p>	<p>・第1回自治体間ネットワーク会議（令和6年6月26日開催）では、こども家庭庁において、各都道府県等における里親等委託の現状を評価・分析を行った上で、里親等委託の更なる推進のための6つの課題（①里親登録、②委託同意、③里親委託（マッチング）、④委託後、⑤里親の養育技術等、⑥関係機関、体制）を整理し、都道府県等に提示。</p> <p>・このため、令和6年度においては、各フローにおける6つの課題を2つずつに区切って自治体間ネットワーク会議（第2回：同年9月24日開催、第3回：同年12月13日開催、第4回：令和7年3月開催予定）を開催。</p> <p>・なお、自治体間ネットワーク会議の開催に当たっては、全ての都道府県等に個別にヒアリングを実施し、各フローにおける実態を把握した上で、都道府県等による課題に対する解決策等を参考に、当該取組の効果発現の経路を意識して、取組のきっかけ・背景、着眼点、効果等をお示しするとともに、より効果的と思われる取組事例については都道府県等が直接プレゼン（※）を行い、その後、実際に取組を行うまでの課題等についても、各都道府県等が我が事と捉えやすいよう、チームごとに分かれて意見交換も実施。</p> <p>※知事自ら里親制度を紹介する動画の作成、ショートステイ里親を活用した委託可能な里親の確保、経験年数に応じた児童相談所職員の人材育成、実親向けのリーフレットの作成等</p>	

	<p>⑦ 令和7年度の行政事業レビューシートにおける効果発現経路の見直し。</p>		
<p>・国は、里親支援センターを中心に、里親養育包括支援事業も活用しながら、<u>地域の里親支援体制の充実のために必要な財政支援を引き続き行っていくべきである。</u>その上で、地方自治体がより適したメニューの組合せを選択・実施できるよう、<u>里親支援だけでなく社会的養育に対する支援の全体像をパッケージ化して示していくべきである。</u></p>	<p>・里親支援センターを中心に里親養育包括支援事業も含めて財政支援を引き続き実施するとともに、社会的養育に関する支援の全体像をパッケージとして示す。</p> <p>・そのために、以下の取組を実施していく。</p> <p>① 里親支援センター及び里親養育包括支援事業の着実な実施に必要な経費を令和7年度予算案で計上する。</p> <p>② 社会的養育に関する支援の令和7年度予算を踏まえた全体像をパッケージとしてまとめ、令和7年度に開催する第1回目の自治体間ネットワーク会議（令和7年度第1四半期に開催予定）において示す予定。</p>	<p>・里親支援センター及び里親養育包括支援事業の着実な実施に必要な経費を令和7年度予算案で計上。</p>	<p>○令和7年度予算案（こども家庭庁HP） https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/37136515/20250107_policies_shakaiteki-yougo_113.pdf</p>
<p>・現状の里親等の登録率や委託率については地方自治体間でばらつきがあり、これらの指標が高い地方自治体の取組を他の自治体に展開することが重要である。展開に当たっては、これらの高い指標を達成できている背景・環境等を詳細に分析し、その結果も踏まえたきめの細かい対応を行うべきである。また、委託率が低い地方自治体に対しては、その取組状況や課題等を継続的に把握して、必要な助言を行うなど、伴走型で対応していくべきである。</p>	<p>・令和6年度より実施した自治体間ネットワーク会議について、里親等委託の更なる推進のための6つの課題（①里親登録、②委託同意、③里親委託（マッチング）、④委託後、⑤里親の養育技術等、⑥関係機関、体制）を整理し、都道府県等に提示し、取組事例や効果等の共有・意見交換等を実施する。</p> <p>・里親等の登録率や委託率について、地方自治体間でばらつきがあること等を踏まえ、令和7年度以降も自治体間ネットワーク会議を継続し、都道府県等に対して伴走的支援の取組を強化する。</p> <p>・そのために、以下の取組を実施していく。</p> <p>① 令和6年6月26日に、第1回自治体間ネットワーク会議開催</p> <p>② 同年7月16日～8月9日全ての都道府県等に個別ヒアリングを実施</p> <p>③ 同年9月24日に、第2回自治体間ネットワーク会議開催</p> <p>④ 同年12月13日に、第3回自治体間ネットワーク会議開催</p> <p>⑤ 令和7年3月に、第4回自治体間ネットワー</p>	<p>・第1回自治体間ネットワーク会議（令和6年6月26日開催）では、こども家庭庁において、各都道府県等における里親等委託の現状を評価・分析を行った上で、里親等委託の更なる推進のための6つの課題（①里親登録、②委託同意、③里親委託（マッチング）、④委託後、⑤里親の養育技術等、⑥関係機関、体制）を整理し、都道府県等に提示。</p> <p>・このため、令和6年度においては、各フローにおける6つの課題を2つずつに区切って自治体間ネットワーク会議（第2回：同年9月24日開催、第3回：同年12月13日開催、第4回：令和7年3月開催予定）を開催。</p> <p>・なお、自治体間ネットワーク会議の開催に当たっては、全ての都道府県等に個別にヒアリングを実施し、各フローにおける実態を把握した上で、都道府県等による課題に対する解決策等を参考に、当該取組の効果発現の経路を意識して、取組のきっかけ・背景、着眼点、効果等をお示しするとともに、より効果的と思われる取組事例については都道府県等が直接プレゼン（※）を行い、その後、実際に取組を行うまでの課題等についても、各都道府県等が我が事と捉えやすいよう、チームごとに分かれて意見交換も実施。</p> <p>※知事自ら里親制度を紹介する動画の作成、ショートステイ里親を活用した委託可能な里親の確保、経験年数に応じた児童相談所職員の人材育成、実親向けのリーフレットの作成等</p>	

	<p>ク会議開催予定</p> <p>⑥ 令和7年度以降も、自治体間ネットワーク会議を継続</p>		
<p>・里子になり得る要保護児童は、両親の死別や虐待等を経験し、日常生活においてもケアや配慮が必要となるケースが多いと考えられる。<u>専門里親以外の里親に対しても、専門的ケアを必要とする児童を養育するために必要な知識・技能を習得してもらえる環境を整備するとともに、里親を支援する機能等を施設に持たせる高機能化、多機能化の施策なども併せて推進すべきである。</u></p>	<p>【里親の知識・技術の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里親が児童を養育するために必要な知識・技術を習得する取組として、研修のポイントや狙い・効果等を具体的に記載したカリキュラムを策定するとともに、里親の研修受講の利便性を図る。 ・里親支援センター及び里親養育包括支援事業において、障害児を養育する里親等の支援ニーズの把握、障害児の養育を行う里親等への訪問、障害児施設との連絡調整・連携等による支援を行うことで、障害児の養育について不安や負担を感じている里親等に対する支援体制の構築を図る。 ・そのために、以下の取組を実施していく。 <ol style="list-style-type: none"> ① 令和6年10月18日付けで、里親の類型に応じて研修内容を定めている告示を改正し、養育実習場所を拡大。 ② 同日、研修受講者の利便性を確保し、可能な限りオンライン化に取り組むよう周知。 ③ 同日、養育里親研修について研修のポイントや狙い・効果等を具体的に記載したカリキュラムを周知。 ④ 里親支援センター及び里親養育包括支援事業において、障害児の養育について不安や負担を感じている里親等に対する支援体制の構築を図るために必要な経費を令和7年度予算案で計上する。 <p>【高機能化・多機能化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括的な里親支援を行う児童福祉施設として里親支援センターを令和6年度から創設したところであるが、里親支援センターの設置に当たっては、多機能化・機能転換に向けた取組を行う乳児院や児童養護施設等の活用が考えられる旨周知する。 ・そのために、以下の取組を実施していく。 <ol style="list-style-type: none"> ① 令和6年3月12日付けで、里親支援センタ 	<p>【里親の知識・技術の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育里親、専門里親、養子縁組里親について、研修内容を里親の類型に応じて子ども家庭庁長官が定める基準にて規定（「児童福祉法施行規則第一条の三十四の子ども家庭庁長官が定める基準」（平成21年厚生労働省告示第225号）ほか）。 ・令和6年10月18日付けで、上記告示にて定める養育実習場所について、里親支援センターや里親の居宅等でも実施できるよう改正。 ・当該告示の改正と併せて、「養育里親研修制度の運営について」の一部改正について」（令和6年10月18日付けこ支家第529号子ども家庭庁支援局長通知）等において、養育実習等デジタル化が困難な場合を除き、研修申し込みから受講、終了証書の発行、修了証書交付の記録までの一連のプロセスについて、受講者の利便性向上を確保しつつ、可能な限りオンライン化に取り組むよう通知。 ・「養育里親研修の適切な実施について」（令和6年10月18日付けこ支家第525号子ども家庭庁支援局家庭福祉課長通知）において、養育里親研修は、里親等の養育技術の向上を目指すとともに、養育里親になることを希望する者等の強みや課題を捉え、アセスメントの機会として活用することが重要であるため、研修内容について、ポイントや狙い・効果等を具体的に記載したカリキュラムを作成し、周知。 ・里親支援センター及び里親養育包括支援事業において、障害児の養育について不安や負担を感じている里親等に対する支援体制の構築を図るために必要な経費を令和7年度予算案で計上。 <p>【高機能化・多機能化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」（令和6年3月12日付けこ支家第125号子ども家庭庁支援局長通知）において、施設に里親支援センターを併設すること、里親支援センターの設置に当たっては、多機能化・機能転換に向けた取組を行う乳児院や児童養護施設等の活用なども考えられることを明記。 ・令和6年5月1日時点、同年10月1日時点の里親支援センターの実施状況について調査、公表を行うとともに、令和6年9月12日全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議にて、当該実施状況と里親支援センターの取組事例について紹介。 	<p>○令和7年度予算案（子ども家庭庁HP） https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_references/resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/37136515/20250107_policies_shakaiteki-yougo_113.pdf</p>

	<p>一の設置に関する留意事項を提示。</p> <p>② 令和6年5月1日時点、同年10月1日時点の里親支援センターの実施状況について調査、公表。</p> <p>③ 令和7年1月1日時点の里親支援センターの実施状況について調査中、公表予定。</p>		
<p>・里子を養育するための費用を賄うため里親手当などが支給されているが、幼稚園に係る費用は実費支給されているのに対し<u>保育所等に係る費用は実費支給されていない</u>など、里親を取り巻く環境に必ずしも整合しない部分もあり、<u>実費支給の在り方について検討すべきである</u>。また、共働きの里親による養育環境整備のための<u>保育所の優先利用措置の周知や、里親による短期間のこどもの預かり（ショートステイや一時保護等）の支援に積極的に取り組むと同時に、この短期間の預かりの調整を担う機関の強化等も必要である</u>。</p>	<p>【保育所等に係る費用の支給】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童入所施設措置費により、里親等に委託した児童が幼稚園に通う際に必要となる費用を支弁している「幼稚園費」を拡充し、保育所等に通う際に必要となる費用についても対象とし、令和7年度予算案に反映させる。 <p>【保育所の優先利用措置やショートステイ等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共働きの里親の養育環境整備のために保育所の優先利用の配慮を行うこと、ショートステイの委託先として里親等の積極的活用を行うことについて周知する。 ・里親による養育環境整備等を目的として、児童家庭支援センター運営等事業において、市町村との連携強化を図る。 ・そのために、以下の取組を実施していく。 <p>① 令和6年3月12日付けで、ショートステイの委託先として里親等を積極的に活用する旨の通知発出。</p> <p>② 令和6年8月19日付けで、保育所等の優先利用の対象に児童が里親に委託されている場合も含まれる旨周知。</p> <p>③ 令和6年9月12日付けで、上記8月19日付けで周知しているところであり、改めて保育所等の優先利用における里親家庭への配慮を徹底頂きたい旨周知。</p> <p>④ 令和6年9月12日に実施した全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議で、9月12日付通知の内容について説明。</p> <p>⑤ 里親による養育環境整備等を目的として、児童家庭支援センター運営等事業において、市町村との連携強化を図るための地域支援連携担当職員の配置に必要な経費を令和7年度予算案で計上する。</p>	<p>【保育所等に係る費用の支給】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童入所施設措置費において、里親等に委託した児童が幼稚園に通う際に必要となる費用を支弁している「幼稚園費」を拡充し、保育所等に通う際に必要となる費用についても対象とするために必要な経費を令和7年度予算案で計上。 <p>【保育所の優先利用措置やショートステイ等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子育て短期支援事業における里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センター等の活用について」（令和6年3月12日付けこ成環第75号・こ支家第108号こども家庭庁成育局成育環境課長及び支援局家庭福祉課長連名通知）において、ショートステイの委託先として里親等を積極的に活用すること、ショートステイを実施するに当たっては、利用児童に最も適合すると考えられる委託候補里親等を選定するとともに、その調整又は支援等について、里親支援センター等に委託するなど里親支援センター等との活用について検討いただきたい旨周知。 ・「保育所等の優先利用における里親家庭への配慮について（周知）」（令和6年8月19日付けこども家庭庁成育局保育政策課及び支援局家庭福祉課連名事務連絡）において、保育所等の優先利用の考え方について、平成26年通知で示しているとおり、優先利用の対象として児童が里親に委託されている場合も含むことを再周知。 ・「里親制度の円滑な実施について」（令和6年9月12日付けこ支家第471号こども家庭庁支援局家庭福祉課長通知）において、保育所等の優先利用における里親家庭への配慮について、令和6年8月19日付けで周知しているところであり、委託児童について最善の措置を採るよう、改めて徹底いただきたい旨周知。 ・令和6年9月12日に実施した全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議にて、令和6年9月12日付け通知について説明。 ・里親による養育環境整備等を目的として、児童家庭支援センター運営等事業において、市町村との連携強化を図るための地域支援連携担当職員の配置に必要な経費を令和7年度予算案で計上。 	<p>○令和7年度予算案（こども家庭庁HP） https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/37136515/20250107_policies_shakaiteki-yougo_113.pdf</p> <p>○令和6年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料（こども家庭庁HP） https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0f4a703f-3401-41d8-a066-f6359f892b8d/2f084e67/20240911_councils_jisou-kaigi_r06_25.pdf</p>

<p>・登録里親が都道府県、政令指定都市や特別区をまたいで転居した場合、登録が抹消され、再度の登録が必要となっているが、登録里親の負担を軽減するためにも、<u>登録里親が転居した場合であっても従前の里親登録が有効に機能する仕組み</u>などの方策を検討すべきである。</p>	<p>・里親が他の都道府県等に転居した場合の取扱いについて、再度の登録を行うための里親の負担軽減に努める旨の通知を发出するとともに、都道府県等における当該通知の実施状況を確認し、実施を促す。</p> <p>・そのために、以下の取組を実施していく。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 令和6年9月12日付けで、里親が他の都道府県等に転居した場合の取扱いについて、里親の負担軽減に努められたい旨周知。 ② 令和6年9月12日に実施した全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議で、9月12日付け通知の内容について説明。 ③ 令和6年12月27日付けで、都道府県等に対して、令和6年9月12日付けで発出した通知も含めて里親制度に関する通知の実施状況に係るアンケートを依頼。アンケート結果がとりまとめ次第、都道府県等に共有等を行い、実施を促す。 	<p>・「里親制度の円滑な実施について」（令和6年9月12日付けこ支家第471号こども家庭庁支援局家庭福祉課長通知）において、里親が他の都道府県等に転居した場合の取扱いについて、転出先での里親登録の希望の有無を確認し、あらかじめ里親本人の同意を得た上で、都道府県等間で情報共有を行い、里親の能力等を勘案し、基礎研修の免除及び登録前研修のうち実習を免除し、負担軽減に努められたい旨周知。</p>	<p>○令和6年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料（こども家庭庁HP） https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0f4a703f-3401-41d8-a066-f6359f892b8d/2f084e67/20240911_councils_jisou-kaigi_r06_25.pdf</p>
<p>・里親等委託率を上昇させていくに伴い、マッチングした後に里親による養育が不調となり、委託解除となってしまう事例が増えることも予想される。これまでの不調事例も含め、<u>不調となった原因・背景や改善策についての各地方自治体の振り返りを、全国で体系的に共有する仕組み</u>を検討すべきである。</p>	<p>・令和5～7年度のこども家庭科学研究にて「児童養護施設等や里親家庭における養育の不調の要因分析に資する研究」を実施し、その結果を踏まえて検討する。</p>	<p>・令和5～7年度のこども家庭科学研究にて「児童養護施設等や里親家庭における養育の不調の要因分析に資する研究」を実施し、その結果を踏まえて検討する。</p>	

秋の年次公開検証の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	デジタル庁、農林水産省		
テーマ等	農林水産省共通申請サービス		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省共通申請サービス（eMAFF）については、設定したアウトカム目標が計測できていない状況に加え、システム利用率が向上している兆しは見受けられないことから、<u>現場のニーズを踏まえながらシステムについて抜本的な見直しを行うべき。</u> ・その見直しに当たっては必要に応じて、現場への影響を鑑みつつ、<u>効果が乏しい部分を見極め機能の縮小・中止の検討を行うべき。</u>政府共通機能の活用も十分に検討すべき。 ・システムの更改に当たっては、やみくもに全申請手続をシステム化するのではなく、<u>利用者のニーズを把握した上で、システム化すべき部分を見極めて開発すべきであり、オーバースペックを回避し、投資効果を高めるよう努めるべき。</u> ・農林水産省は、現時点のシステム化の効果の達成状況を十分に踏まえた上で、<u>新たなシステム・機能改修を実施する際には、費用対効果を踏まえ利用者の利便性に係る適切な成果目標を再度設定し直すべき。</u> ・また、行政事務の効率化についても厳しい財政事情の中で適切なシステム投資を実現する観点から重要な指標を設定すべき。行政事務における作業コストの削減について、定量的な成果目標を設定の上、農水省のみならずデジタル庁においても、期限を定めて達成状況を十分に把握するべき。 ・行政コストの削減や利用率の向上については、国の職員に限らず、地方自治体職員等のオンライン申請に係る意識醸成が必要不可欠であり、継続的に働き掛けを行うべき。 ・デジタル化は業務改革の一環であり、デジタル庁は調整官庁ではなく、イニシアチブを持って取り組むべき。 ・デジタル庁は、eMAFF のような行政手続のデジタル化に関わるシステムについて、自らの提供する共通機能による対応を検討し導くべき。仮に集約・統合を図るべきであれば、その間のシステム投資は十分に抑制的であるべき。 ・デジタル庁は、<u>同庁所管システムを含め各府省がシステム整備・運用をする際には、横串を刺して企画段階から各システムの費用に見合う効果の発揮が見込めるかを確認し、システムのライフサイクル期間を通じて、その費用と効果の進捗管理をすべき。</u>特に、行政事務の効率化について定量的目標が設定されるように管理監督すべき。また、各府省の予算要求と執行に対するデジタル庁のレビュー時にも費用対効果の進捗を確認し、進捗が不十分なシステムの縮小・停止も含め、見直しを指示すべき。 ・あわせて、各府省がシステム投資及び費用を適切に判断できるように、事業者との交渉に当たり、<u>仕様書作成の内製化ができるような体制整備を含め交渉力を高める支援や、企画、仕様設計、調達ノウハウなどの提供を積極的に行うべき。</u> ・デジタル化の推進に当たっては、担当府省庁、デジタル庁、システムを利用する自治体、ベンダーの各ステークホルダーが適切なコミュニケーションを取り、チームとなって取り組んでいくべき。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	決定・実施した内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省共通申請サービス（eMAFF）については、<u>設定したアウトカム目標が計測できていない状況に加え、システム利用率が向上している兆しは見受けられないことから、現場のニーズを踏まえながらシステムについて抜本的な見直しを行うべき。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・eMAFF を抜本的に見直すこととし、令和8年度中の稼働を目指す次期オンライン申請システム（次期システム）の検討に着手。 ・次期システムの構築に当たっては、地方自治体や関係団体のヒアリング等を実施し、現場のニーズを反映していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル庁から派遣された政府DX推進専門員の支援も得つつ、次期システムの主要な機能・要件について検討中。 ・現場の行政手続のオンライン化の現状や現行eMAFFの課題等を把握するため、令和6年秋から地方自治体や関係団体へのヒアリング等を開始し、継続的に実施。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・その見直しに当たっては必要に応じて、現場への影響を鑑みつつ、<u>効果が乏しい部分を見極め機能の縮小・中止の検討を行うべき。</u>政府共通機能の活用も十分に検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請件数が少ない手続についてはシステム実装を取りやめる。 ・申請件数が一定程度あるものについても、一つの申請システムに限定するのではなく、政府共通システム（e-Gov、J グランツ等）や次期シス 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度担当と調整しながら、申請件数が少ない手続については実装しないこととした上で、政府共通システム、次期システムとの振り分けを実施。 ・現場のニーズを踏まえつつ、複数のサービスを比較しながら、最適な申請システムへの移行に向けて調整中。 	

<ul style="list-style-type: none"> システムの更改にあたっては、やみくもに全申請手続きをシステム化するのではなく、利用者のニーズを把握したうえで、システム化すべき部分を見極めて開発すべきであり、オーバースペックを回避し、投資効果を高めるよう努めるべき。 	<p>テムなど、申請の性質等に応じて振り分ける方向。</p> <ul style="list-style-type: none"> 次期システムについては、利用者のニーズを踏まえつつ、利便性が高く、費用対効果の高いシステムとなるよう検討し、令和8年度中に稼働させる。 		
<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省は、現時点のシステム化の効果の達成状況を十分に踏まえた上で、<u>新たなシステム・機能改修を実施する際には、費用対効果を踏まえ利用者の利便性に係る適切な成果目標を再度設定し直すべき。</u> 	<p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 次期システムの成果目標については、オンライン申請の実績に加え、行政手続に係るコスト削減や利用者の満足度などを念頭に、システムの効果を簡便かつ多角的に測定できる指標の設定に向けて、デジタル庁にも相談しつつ、検討していく。 プロジェクト計画書において定量的成果目標を設定した上で、適時、段階的に改定していく。 	<p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 成果目標については、令和6年11月から開始された農林水産省とデジタル庁の間の毎月進捗報告の場も活用しつつ、検討を深めていく。 <p>【デジタル庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 次期システムの検討に当たっては、指摘も踏まえ、令和6年11月から農林水産省とデジタル庁の間で毎月進捗状況の確認を開始した。次期システムが効果的なシステム投資を行えるよう、引き続き伴走型の支援を行っていく。 	
<ul style="list-style-type: none"> また、行政事務の効率化についても厳しい財政事情の中で適切なシステム投資を実現する観点から重要な指標を設定するべき。行政事務における作業コストの削減について、定量的な成果目標を設定の上、農水省のみならずデジタル庁においても、期限を定めて達成状況を十分に把握するべき。 	<p>【デジタル庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル庁は、一元的なプロジェクト監理の中で、コスト削減の取組に加え、システムのライフサイクルコストと定量的な効果の比較による費用対効果を示すことを各システムに対して求めているところ。指摘も踏まえ、農林水産省の次期システムについても、プロジェクト計画書・行政事業レビューシートにおいて、定量的成果目標を設定させた上で、予算要求段階や予算執行段階の各レビュー等において、その達成状況を確認していく。 		
<ul style="list-style-type: none"> 行政コストの削減や利用率の向上については、国の職員に限らず、地方自治体職員等のオンライン申請に係る意識醸成が必要不可欠であり、継続的に働き掛けを行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 手続の審査フロー、申請項目や添付書類の簡素化などの業務の見直しを通じて、オンライン申請への移行を促していく。 地方自治体や関係団体からのヒアリング等によるニーズ把握と連動して、次期システムの概要やメリット等を周知するなど、オンライン申請に向けた働き掛けを継続的に実施していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務見直しの対象手続について、申請件数が多く複雑な手続など、優先的に取り組むべき対象を選定中。 	
<ul style="list-style-type: none"> デジタル化は業務改革の一環であり、デジタル庁は調整官庁ではなく、イニシアチブを持って取り組むべき。 	<ul style="list-style-type: none"> デジタル庁は、デジタル社会形成の司令塔となる組織であり、社会全体のDX推進を通じて全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を実現すべく、引き続き各府省庁に対するイニシアチブを発揮して各種の取組を進めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記のとおり。 	

<ul style="list-style-type: none"> デジタル庁は、eMAFFのような行政手続のデジタル化に関わるシステムについて、自らの提供する共通機能による対応を検討し導くべき。仮に集約・統合を図るべきであれば、その間のシステム投資は十分に抑制的であるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> デジタル庁は、各府省庁における共通機能の理解向上を目的として、令和6年度末までに共通機能について利用者目線で解説したカタログの整備を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> デジタル庁は、令和7年度以降に実施する一元的なプロジェクト監理において、左記の共通機能カタログも活用し、各府省庁の理解度を高める取組を進めつつ、各府省庁システムでの共通機能利用の徹底、集約・統合を図っていくべきシステムの集約・統合とその間の抑制的なシステム投資に取り組んでいく。 	
<ul style="list-style-type: none"> デジタル庁は、同庁所管システムを含め各府省がシステム整備・運用をする際には、<u>横串を刺して企画段階から各システムの費用に見合う効果の発揮が見込めるかを確認し、システムのライフサイクル期間を通じて、その費用と効果の進捗管理をすべき。</u>特に、行政事務の効率化について定量的目標が設定されるように管理監督すべき。また、各府省の予算要求と執行に対するデジタル庁のレビュー時にも費用対効果の進捗を確認し、進捗が不十分なシステムの縮小・停止も含め、見直しを指示すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> デジタル庁は、一元的なプロジェクト監理の中で、コスト削減の取組に加え、システムのライフサイクルコストと定量的な効果の比較による費用対効果、を示すことを各システムに対して求めている。また、効果測定のための指標及び達成年次と目標水準を併せて設定することを求めている。特に、稼働中のシステムに対しては、設定した効果が得られているか、得られていない場合に具体的な改善計画があるかといった点を確認し、必要な指摘等を行っている。 また、行政事務の効率化については、上記効果・指標の一つとして明確に設定することを求めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 費用対効果について、その考え方の各府省間での認識統一等を図る観点から、これまでの任意様式を刷新し、新たな様式を整備の上、令和7年1月各府省庁へ周知。 あわせて、令和7年1月、一元的なプロジェクト監理について各府省庁に対して説明を実施し、その中で、費用対効果の妥当性が確認できない場合には、原則として予算要求が不可であることを改めて周知。 	
<ul style="list-style-type: none"> あわせて、各府省がシステム投資及び費用を適切に判断できるよう、事業者との交渉に当たり、<u>仕様書作成の内製化ができるような体制整備を含め交渉力を高める支援や、企画、仕様設計、調達ノウハウなどの提供を積極的に行うべき。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> デジタル庁は、「デジタル社会推進標準ガイドライン」において、プロジェクトを推進する職員に向けた実践的なノウハウや実例等を盛り込んだ「実践ガイドブック」等を提供している。また、同ガイドブックの一部として、調達や要件定義に当たっての具体的記載例と注意点をまとめた「調達仕様書テンプレート」及び「要件定義書テンプレート」も併せて提供しており、プロジェクトを推進する上での様々なノウハウやナレッジの提供を行っている。 くわえて、各府省庁に対して、民間専門人材の派遣を行うことなど、各府省 PMO と連携の上、事業者との交渉力向上のための人的支援も進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 各府省庁によるシステム投資や費用の適切な判断を実現する観点から、標準ガイドライン改訂や新たなドキュメント作成について、検討を進めている。 一元的なプロジェクト監理を担当する職員や、デジタル庁から各府省庁に対して派遣する民間専門人材を7年度から更なる増員を予定。こうした専門人材が、デジタル庁の方針を理解の上、各府省における事業者との交渉力の向上等に対して貢献していくこととしている。 	<p>デジタル社会推進標準ガイドライン https://www.digital.go.jp/resources/standard_guidelines</p>
<ul style="list-style-type: none"> デジタル化の推進に当たっては、担当府省庁、デジタル庁、システムを利用する自治体、ベンダーの各ステークホルダーが適切なコミュニケーションを取り、チームとなって取り組んでいくべき。 	<ul style="list-style-type: none"> システムに関するプロジェクト推進に当たって、関係するステークホルダーの定義と共通理解の形成は不可欠。デジタル庁は、上記「実践ガイドブック」等においても、プロジェクト計画書を中心に据えたステークホルダー間の合意形成を奨励している。 	<ul style="list-style-type: none"> デジタル庁も、各府省庁システム含めステークホルダーの一員であり、引き続き、各府省の各プロジェクトに対する積極的な関与・貢献を行う。 	

秋の年次公開検証の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	復興庁		
テーマ等	福島再生加速化交付金、福島生活環境整備・帰還再生加速事業		
指摘事項	<p>【総論】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力災害被災地域は、これまでの取組により復興・再生に向かいつつあるものの、今なお課題が残されているため、引き続き、効果的に対策を進めていく必要がある。令和7年度に予定されている復興事業全体の見直しにおいては、両事業の成果や課題について十分に検証を行い、その結果を令和8年度以降の取組にいかすべきである。 両事業とも非常に多くの個別事業の集合体であり、主な個別事業の中で成果目標・指標が未設定・不明確なものにおいては、個別事業の検証がしっかりと行えるよう、定量的な成果指標や目標値を設定するべきである。復興施策は、財源となっている復興特別所得税の負担を行っている国民に理解されるよう、検証と見直しのPDCAサイクルをしっかりと機能させるべきである。 両事業の対象となる12市町村の中でも、避難指示解除の時期を始めとする復興状況、経済状況は異なっており、必ずしも一律ではなく、地域の状況に合わせた見直しが必要である。また、各地域の住民の帰還意向の有無を前提に、必要な事業を精査すべきである。 <p>【福島再生加速化交付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災地向けの事業でも、既に岩手県・宮城県を中心に自治体負担を入れた経緯や、被災地の自立を目指すという復興の考え方も踏まえ、一律に国が負担している現行制度の在り方について検討するべきではないか。また、地域の状況に合わせて、事業の対象地域を検討するべきではないか。 福島の農業に対する特例的な支援により目指すものを明らかにすべき。特に、農業関係の施設・機械については、市町村自らが整備・購入して農業者に無償貸与しているが、より効果的な事業とするために、他の農業施策と同様に、農業者による整備・購入の補助を行う形への見直しを検討するべきではないか。 国から市町村に直接交付している個別事業が多いが、市町村の現場に近い県が市町村のニーズを踏まえて配分する仕組みを検討すべきである。その際、例えば農業施設などの整備において、複数の市町村で連携するよう工夫すべきではないか。 非常に多くの個別事業の集合体となっているが、福島再生加速化交付金で実施している事業の中には、例えば、農業施設の整備について、この交付金以外の復興施策（農林水産省事業）において似ているものも見受けられるので、類似事業との整理・統合を検討すべきである。 <p>【福島生活環境整備・帰還再生加速事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業においては対象地域の様々な環境整備を国自らが行う形となっているが、例えば、除草や防犯パトロールについては自治体自らがやっている場合が多く、避難指示が解除された地域の除草や防犯パトロールについては、他の市町村における取組も踏まえて、事業の在り方について見直す必要がある。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	決定・実施した内容	備考
<p>【総論】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力災害被災地域は、これまでの取組により復興・再生に向かいつつあるものの、今なお課題が残されているため、引き続き、効果的に対策を進めていく必要がある。令和7年度に予定されている復興事業全体の見直しにおいては、両事業の成果や課題について十分に検証を行い、その結果を令和8年度以降の取組にいかすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年末の復興推進会議決定「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」に基づき、令和8年度概算要求に反映させられるよう、令和7年夏までに現行の基本方針を見直す予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年12月27日の復興推進会議において、「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」を決定した。 (参考) 「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」(令和6年12月27日復興推進会議決定)(抄) 3. 復興の基本姿勢及び各分野における取組 (1) 原子力災害被災地域 第2期復興・創生期間の後の令和8年度の予算編成に反映させるため、本決定で掲げた各分野の取組や課題等について、復興施策の進捗状況や効果検証等を踏まえ、避難指示 	<p>「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」 https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-1/02_20241227_onakadai.pdf</p>

		<p>解除の時期等によりそれぞれ大きく異なる地方公共団体の状況を考慮しつつ、さらに具体化を進め、<u>令和7年夏までに現行の基本方針を見直す。</u></p>	
<p>【総論】</p> <ul style="list-style-type: none"> 両事業とも非常に多くの個別事業の集合体であり、<u>主な個別事業の中で成果目標・指標が未設定・不明確なものにおいては、個別事業の検証がしっかりと行えるよう、定量的な成果指標や目標値を設定すべきである。</u>復興施策は、財源となっている復興特別所得税の負担を行っている国民に理解されるよう、検証と見直しのPDCAサイクルをしっかりと機能させるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 福島再生加速化交付金については、個別事業についておおむね定量的な成果指標や目標値が設定されており、設定することが難しい場合にはレビューシート上でその理由を説明しているところであるが、今般の指摘や令和7年夏までに見直しされる基本方針も踏まえ、改善できる部分がないか、令和7年4月～8月頃を行う令和7年度事業のレビューシート作成作業の中で、福島県とも調整しながら、関係省庁とともに検討する。 福島生活環境整備・帰還再生加速事業については、効果的な施策の実施に資するよう、今般の指摘や令和7年夏までに見直しされる基本方針も踏まえ、福島県とも調整しながら、定量的な成果指標や目標値の設定等について検討を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年12月27日の復興推進会議において、「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」を決定した。 <p>(参考)</p> <p>「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」(令和6年12月27日復興推進会議決定)(抄)</p> <p>3. 復興の基本姿勢及び各分野における取組</p> <p>(1) 原子力災害被災地域</p> <p>第2期復興・創生期間の後の令和8年度の予算編成に反映させるため、本決定で掲げた各分野の取組や課題等について、復興施策の進捗状況や効果検証等を踏まえ、避難指示解除の時期等によりそれぞれ大きく異なる地方公共団体の状況を考慮しつつ、さらに具体化を進め、<u>令和7年夏までに現行の基本方針を見直す。</u></p>	<p>「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」</p> <p>https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-1/02_20241227_onakadai.pdf</p> <p>令和4年度行政事業レビュー公開プロセスにおいて、「事業(交付対象項目)毎に定量的な目標若しくは代替指標、事業の内容、資金の流れ等を記載したミニレビューシートを作成し公表することで、自治体ごとの復興のステージに応じた効率的・効果的な支援とすべき」との指摘を受け、復興庁及び関係府省庁は、令和5年度行政事業レビューから、事業(交付対象項目)ごとに定量的な目標等を記載したミニレビューシートを作成。</p>

<p>【総論】</p> <p>・両事業の対象となる12市町村の中でも、避難指示解除の時期を始めとする復興状況、経済状況は異なっており、必ずしも一律ではなく、地域の状況に合わせた見直しが必要である。また、各地域の住民の帰還意向の有無を前提に、必要な事業を精査すべきである。</p>	<p>・令和7年夏までに行う現行の基本方針見直しに向けた検討においては、復興施策の進捗状況や効果検証等を踏まえ、避難指示解除の時期等によりそれぞれ大きく異なる地方公共団体の状況を考慮する。</p>	<p>・令和6年12月27日の復興推進会議において、「「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」を決定した。</p> <p>(参考)</p> <p>「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」(令和6年12月27日復興推進会議決定)(抄)</p> <p>3. 復興の基本姿勢及び各分野における取組</p> <p>(1) 原子力災害被災地域</p> <p>第2期復興・創生期間の後の令和8年度の予算編成に反映させるため、本決定で掲げた各分野の取組や課題等について、復興施策の進捗状況や効果検証等を踏まえ、避難指示解除の時期等によりそれぞれ大きく異なる地方公共団体の状況を考慮しつつ、さらに具体化を進め、令和7年夏までに現行の基本方針を見直す。</p>	<p>「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」</p> <p>https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-1/02_20241227_onakadai.pdf</p>
<p>【福島再生加速化交付金】</p> <p>・被災地向けの事業でも、既に岩手県・宮城県を中心に自治体負担を入れた経緯や、被災地の自立を目指すという復興の考え方も踏まえ、一律に国が負担している現行制度の在り方について検討するべきではないか。また、地域の状況に合わせて、事業の対象地域を検討するべきではないか。</p>	<p>・令和7年夏までに行う現行の基本方針を見直す予定であり、福島県とも調整しながら、福島再生加速化交付金についても、その中で検討していく。</p>	<p>・令和6年12月27日の復興推進会議において、「「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」を決定した。</p> <p>(参考)</p> <p>「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」(令和6年12月27日復興推進会議決定)(抄)</p> <p>3. 復興の基本姿勢及び各分野における取組</p> <p>(1) 原子力災害被災地域</p> <p>第2期復興・創生期間の後の令和8年度の予算編成に反映させるため、本決定で掲げた各分野の取組や課題等について、復興施策の進捗状況や効果検証等を踏まえ、避難指示解除の時期等によりそれぞれ大きく異なる地方公共団体の状況を考慮しつつ、さらに具体化を進め、令和7年夏までに現行の基本方針を見直す。</p>	<p>「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」</p> <p>https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-1/02_20241227_onakadai.pdf</p>
<p>【福島再生加速化交付金】</p> <p>・福島の農業に対する特例的な支援により目指すものを明らかにすべき。特に、農業関係の施設・機械については、市町村自らが整備・購入して農業者に無償貸与しているが、より効果的な事業とするために、他の農業施策と同様に、農業者による整備・購入の補助を行う形への見直しを検討するべきではないか。</p>	<p>・令和7年夏までに行う現行の基本方針を見直す予定であり、福島県とも調整しながら、福島再生加速化交付金についても、その中で検討していく。</p>	<p>・令和6年12月27日の復興推進会議において、「「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」を決定した。</p> <p>(参考)</p> <p>「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」(令和6年12月27日復興推進会議決定)(抄)</p> <p>3. 復興の基本姿勢及び各分野における取組</p> <p>(1) 原子力災害被災地域</p> <p>第2期復興・創生期間の後の令和8年度の予算編成に反</p>	<p>「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」</p> <p>https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-1/02_20241227_onakadai.pdf</p>

		映させるため、本決定で掲げた各分野の取組や課題等について、復興施策の進捗状況や効果検証等を踏まえ、避難指示解除の時期等によりそれぞれ大きく異なる地方公共団体の状況を考慮しつつ、さらに具体化を進め、令和7年夏までに現行の基本方針を見直す。	1/02_20241227_omonakadai.pdf
<p>【福島再生加速化交付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国から市町村に直接交付している個別事業が多いが、市町村の現場に近い県が市町村のニーズを踏まえて配分する仕組みを検討すべきである。その際、例えば農業施設などの整備において、複数の市町村で連携するよう工夫すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年夏までに現行の基本方針を見直す予定であり、福島県とも調整しながら、福島再生加速化交付金についても、その中で検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年12月27日の復興推進会議において、「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」を決定した。 <p>(参考)</p> <p>「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」(令和6年12月27日復興推進会議決定)(抄)</p> <p>3. 復興の基本姿勢及び各分野における取組</p> <p>(1) 原子力災害被災地域</p> <p>第2期復興・創生期間の後の令和8年度の予算編成に反映させるため、本決定で掲げた各分野の取組や課題等について、復興施策の進捗状況や効果検証等を踏まえ、避難指示解除の時期等によりそれぞれ大きく異なる地方公共団体の状況を考慮しつつ、さらに具体化を進め、令和7年夏までに現行の基本方針を見直す。</p>	<p>「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」</p> <p>https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-1/02_20241227_omonakadai.pdf</p>
<p>【福島再生加速化交付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常に多くの個別事業の集合体となっているが、福島再生加速化交付金で実施している事業の中には、例えば、農業施設の整備について、この交付金以外の復興施策(農林水産省事業)において似ているものも見受けられるので、類似事業との整理・統合を検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年夏までに現行の基本方針を見直す予定であり、福島県とも調整しながら、福島再生加速化交付金についても、その中で検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年12月27日の復興推進会議において、「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」を決定した。 <p>(参考)</p> <p>「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」(令和6年12月27日復興推進会議決定)(抄)</p> <p>3. 復興の基本姿勢及び各分野における取組</p> <p>(1) 原子力災害被災地域</p> <p>第2期復興・創生期間の後の令和8年度の予算編成に反映させるため、本決定で掲げた各分野の取組や課題等について、復興施策の進捗状況や効果検証等を踏まえ、避難指示解除の時期等によりそれぞれ大きく異なる地方公共団体の状況を考慮しつつ、さらに具体化を進め、令和7年夏までに現行の基本方針を見直す。</p>	<p>「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」</p> <p>https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-1/02_20241227_omonakadai.pdf</p>

<p>【福島生活環境整備・帰還再生加速事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業においては対象地域の様々な環境整備を国自らが行う形となっているが、例えば、除草や防犯パトロールについては自治体自らが行っている場合が多く、避難指示が解除された地域の除草や防犯パトロールについては、他の市町村における取組も踏まえて、事業の在り方について見直す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年夏までに現行の基本方針を見直す予定であり、福島県とも調整しながら、福島生活環境整備・帰還再生加速事業についても、その中で検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年12月27日の復興推進会議において、「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」を決定した。 <p>(参考)</p> <p>「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」(令和6年12月27日復興推進会議決定)(抄)</p> <p>3. 復興の基本姿勢及び各分野における取組</p> <p>(1) 原子力災害被災地域</p> <p>第2期復興・創生期間の後の令和8年度の予算編成に反映させるため、本決定で掲げた各分野の取組や課題等について、復興施策の進捗状況や効果検証等を踏まえ、避難指示解除の時期等によりそれぞれ大きく異なる地方公共団体の状況を考慮しつつ、さらに具体化を進め、令和7年夏までに現行の基本方針を見直す。</p>	<p>「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」</p> <p>https://www.recoinstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-1/02_20241227_omonakadai.pdf</p>
--	---	--	---

秋の年次公開検証の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	文部科学省		
テーマ等	国費外国人留学生制度		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業が日本における外国人留学生の受入れに与える効果を把握し、どのような人材を求めるのかについて明確にした上で、本事業の外国人留学生支援全体の中での位置付けや日本人留学生支援も含めた我が国の留学支援全体の在り方を意識しながら、次の点について、更なる検討を行い、政府目標（2033年までに40万人受入れ等）の達成に向けて、関連施策も含めて、より効果的な取組が行われるよう、関係省庁とも連携し、必要な見直しを行っていくべきである。 ・まずは、これまでの国費留学生の受入れが、日本における外国人留学生全体の受入れにもたらした効果を、時代の変化や求める人材像を踏まえつつ、エビデンスに基づき検証することが重要である。その際には、私費留学生の増加に伴う国費留学生による呼び水効果の薄まりを自覚するとともに、これまでの本事業の見直し（奨学金の単価を引き下げ、受入れ人数を増やす見直し）の効果についても、しっかりと検証すべきである。 ・検証に当たっては、数値による測定や全数調査が困難であったとしても、エピソードを定性的なエビデンスとして活用したり、対象国を限定して調査したり、いくつかの大学にヒアリングを行ったりするなど、効果を把握する最大限の工夫をすべきである。 ・その上で、本事業がより効果的なものとなるよう、諸外国の外国人留学生の受入れに関する他の有効な施策も参考にしつつ、限られた予算の中で効果を高めるための戦略的な工夫や、より効果が期待される取組に重点を移していくことも視野に入れていくべきである。 ・本事業の目的（インパクト）は、「日本における外国人留学生全体の増加」と「国費留学生による日本と自国との架け橋や、両国ひいては世界の発展への貢献」の2つであると考えられる。それぞれの目的に照らして、どのくらいの効果が出ているのか把握し、文部科学省の改善案を踏まえつつ、事業の目的の再考も含め、政策効果の発現経路を更に明確にすべきである。 ・本事業においては、これまでに受け入れた国費留学生が、卒業後に日本や世界で活躍していることが重要であり、本事業の効果を適切に測り、卒業後の国費留学生の活躍状況を情報発信していくことが、事業の効果を高めることにもつながる。そのため、卒業後の国費留学生をフォローアップしていくことが不可欠であり、こうした観点から、より適切な成果目標・成果指標の設定を検討すべきである。 ・成果目標・成果指標の設定に当たってはEBPMの観点を踏まえた事業の改善に役立てていくため、本事業の目的（インパクト）につながる短期アウトカム、中期アウトカム及び長期アウトカムについて、できる限り定量的な指標を用いて設定すべきである。 ・レビューシートを作成・公表は、国費から外国人留学生に奨学金等を支給する意義についての国民への説明責任の観点からも重要な取組であることを意識し、本事業が何を目指し、どのような効果をもたらしているのかや、どのような課題を抱え、どのように改善を図っていくとしているのかを、レビューシートに丁寧に記載することが必要である。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	決定・実施した内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・本事業が日本における外国人留学生の受入れに与える効果を把握し、どのような人材を求めるのかについて明確にした上で、本事業の外国人留学生支援全体の中での位置付けや日本人留学生支援も含めた我が国の留学支援全体の在り方を意識しながら、次の点について、更なる検討を行い、政府目標（2033年までに40万人受入れ等）の達成に向けて、関連施策も含めて、より効果的な取組が行われるよう、関係省庁とも連携し、必要な見直しを行っていくべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」（令和5年4月教育未来創造会議）において、我が国の留学生関連施策と位置付けについて整理した上で、政府目標と国費外国人留学生制度に必要な対応が取りまとめられ、これを踏まえた施策を実施しているところ。今後も関係省庁と連携し、外部有識者から留学促進施策について継続して御意見を頂きながら、不断の見直し、効果的な施策の実施及び必要な予算の確保を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二次提言を受け、また、「戦略的な留学生交流の推進に関する検討会とりまとめ」（令和5年5月）における分野・地域戦略を踏まえ、令和6年度予算において拡充した重要国（G7、ASEAN、インド）との関係強化のための採用枠が当該国における日本留学への受け止めに与えた影響についてヒアリングを実施し、必要な見直しと各種施策との連携を行うことを検討する。 ・日本人の中長期留学を促進するため、物価高騰等の経済的理由により留学を断念することが無いよう、令和7年度予算（案）において「海外留学支援制度」を拡充した。 ・「Global×Innovation 人材育成フォーラム（開催期間：令和6年6月～令和7年6月）」において、産業界、大学関係者、行政機関等各界の有識者に御参画いただき、政府目標の達成に向けた留学促進方策に係る議論を行っている。外国人留学生の受入れにおける施策目的・求める人材像の見直しと、各制度の役割・戦略的な活用について御検討いただき、議論の結果を踏まえ、 	

		必要な見直しを行うことを検討する。	
<ul style="list-style-type: none"> まず、これまでの国費留学生の受入れが、日本における外国人留学生全体の受入れにもたらした効果を、時代の変化や求める人材像を踏まえつつ、エビデンスに基づき検証することが重要である。その際には、私費留学生の増加に伴う国費留学生による呼び水効果の薄まりを自覚するとともに、これまでの本事業の見直し（奨学金の単価を引き下げ、受入れ人数を増やす見直し）の効果についても、しっかりと検証すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 奨学金単価の引下げ及び受入れ人数を増やす見直しの効果については、当時物価高にあった経済状況や東日本大震災の発生等により、直接的な要因を検証することは困難であるものの、外国人留学生が日本への留学を決定する際の判断基準や、意思決定における奨学金の重要度について調査・分析し、効果的な事業内容とするよう不断の見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度に元国費外国人留学生を対象としたアンケート調査を実施し、諸外国における留学生施策の状況や、日本の留学生受入れ施策及び国費外国人留学生制度に対する受け止めと課題等について情報収集・分析を行う。 元国費外国人留学生の卒業後の活動状況や活動内容について分析を行う。 	
<ul style="list-style-type: none"> 検証に当たっては、数値による測定や全数調査が困難であったとしても、エピソードを定性的なエビデンスとして活用したり、対象国を限定して調査したり、いくつかの大学にヒアリングを行ったりするなど、効果を把握する最大限の工夫をすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 元国費外国人留学生、国費外国人留学生受入れ大学及び外務省・在外日本国大使館へのヒアリングを通して、国費外国人留学生制度実施の効果を継続的に把握・分析する。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度に元国費外国人留学生を対象としたアンケート調査を実施する（再掲）。また、国費外国人留学生受入れ大学及び在学中の国費外国人留学生や、在外日本国大使館へのヒアリングを行う。 	
<ul style="list-style-type: none"> その上で、本事業がより効果的なものとなるよう、諸外国の外国人留学生の受入れに関する施策や、日本における外国人留学生の受入れに関する他の有効な施策も参考にしつつ、限られた予算の中で効果を高めるための戦略的な工夫や、より効果が期待される取組に重点を移していくことも視野に入れていくべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 諸外国による優秀な外国人留学生の獲得競争が激化する状況において、日本留学のフラッグシップとして国費外国人留学生制度のブランド価値を向上させるために必要な情報収集と、その結果を踏まえた事業内容の不断の見直し及び他事業との連携を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度に元国費外国人留学生を対象としたアンケート調査を実施し、諸外国における留学生施策の状況に係る情報収集を行う（再掲）。その上で、外国人留学生の受入れ規模、教育研究の水準及び経済成長等の観点で我が国にとって影響力の大きい国・地域間ネットワークを中心に、留学生施策や政府奨学金の活用方法について分析し、他国との競争力の強化につながる事業内容の見直しを検討する。 外国人留学生の早期からのリクルートや帰国後のフォローアップまでを一体的に促進する日本留学サポート体制を強化するため、令和7年度予算（案）において「日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業」を拡充した。 	
<ul style="list-style-type: none"> 本事業の目的（インパクト）は、「日本における外国人留学生全体の増加」と「国費留学生による日本と自国との架け橋や、両国ひいては世界の発展への貢献」の2つであると考えられる。それぞれの目的に照らして、どのくらいの効果が出ているのか把握し、文部科学省の改善案を踏まえつつ、事業の目的の再考も含め、政策効果の発現経路を更に明確にすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 「国費留学生による日本と自国との架け橋や、両国ひいては世界の発展への貢献」は本事業の主要な目的（インパクト）である。一方、「日本における外国人留学生全体の増加」については、令和6年度秋のレビューを踏まえ、本事業の目的ではなく、間接的な波及効果と位置付け、長期アウトカムに整理した。 目的及び政策効果の発現経路についても、外交的観点に加え、大学の教育研究力や国際化の状況、経済活動の状況等も踏まえて見直しを行ったところであるが、社会の変化や留学生受入れ施策における国費外国人留学生制度が担う役割の変化に応じて、不断の見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度以降も、目的に対する効果の把握と、常時変化する我が国における教育・研究の状況、世界における日本のプレゼンス（外交、国際社会への貢献、経済活動等）の状況や外部有識者の意見等も踏まえながら、目的等の見直しの必要性について継続して検討を行う。 	
<ul style="list-style-type: none"> 本事業においては、これまでに受け入れた国費留学生が、卒業後に日本や世界で活躍していることが重要であり、本事業の効果を適切に測り、卒 	<ul style="list-style-type: none"> 卒業後の国費外国人留学生の活躍状況については、在外日本国大使館及び卒業大学等への調査により把握しており、令和6年度秋のレビュ 	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度以降も、定期的（3年に1回）に著名な国費外国人留学生の活躍状況を継続して把握するとともに、事業成果の発信、優秀な国費外国人留学生獲得のための広報活動に活用す 	

<p>業後の国費留学生の活躍状況を情報発信していくことが、事業の効果を高めることにもつながる。そのため、卒業後の国費留学生をフォローアップしていくことが不可欠であり、こうした観点から、より適切な成果目標・成果指標の設定を検討すべきである。</p>	<p>一を踏まえ長期アウトカムとして設定したところであるが、今後も継続的に活躍状況を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務省が実施する広報・文化・交流事業における元国費外国人留学生の活用・参加を促進し、情報発信を含め、親日派・知日派の育成に貢献する。 	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度実施する帰国留学生会総会において、帰国留学生の日本とのつながり・関心の強化を図るとともに、各国における元国費外国人留学生の活躍事例に係る積極的な情報提供を依頼する。 ・日本文化紹介等の事業や日本関連情報の SNS による戦略的な発信における帰国留学生の活用を促進する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・成果目標・成果指標の設定に当たってはEBPMの観点を踏まえた事業の改善に役立てていくため、本事業の目的（インパクト）につながる短期アウトカム、中期アウトカム及び長期アウトカムについて、できる限り定量的な指標を用いて設定すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度秋のレビューを踏まえ、短期アウトカム、中期アウトカム及び長期アウトカムそれぞれに定量的な指標を設定したところであるが、今後も多角的な指標の設定及び数値目標の不断の見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度以降も、指標の達成状況を点検し、より効果的な事業内容や他の留学生施策との連携方策の検討を行うとともに、この検討状況等を踏まえ、指標の設定に関する見直しを継続して行う。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・レビューシートの作成・公表は、国費から外国人留学生に奨学金等を支給する意義についての国民への説明責任の観点からも重要な取組であることを意識し、本事業が何を目指し、どのような効果をもたらしているのかや、どのような課題を抱え、どのように改善を図っていこうとしているのかを、レビューシートに丁寧に記載することが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度秋のレビューを踏まえ、事業目的、効果、課題、対応策等についてレビューシートの記載を修正したところであるが、今後も不断の見直しを行うとともに、各事項について丁寧な記載を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度以降も、エビデンスに基づく成果目標の達成状況や事業の効果の点検と、その結果を踏まえた事業目的・支援内容の見直しについて、外部有識者の意見等も踏まえながら常時検討・改善を行う。この対応状況については、対外的に分かりやすい説明となるよう、レビューシートに丁寧に記載する。 	

秋の年次公開検証の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	文部科学省		
テーマ等	補習等のための指導員等派遣事業		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・教員業務支援員等の外部人材の活用については、これまで人数・予算を拡充してきたものの、教員の労働時間の削減に十分な効果が出ているとは言い難いところであり、次の点について、更なる検討・見直しを行い、予算投入規模に見合った効果が発現されるよう改善を図っていく必要がある。 ・長時間労働の解決策としては、まず業務の棚卸しやデジタル化を行い、業務の削減・効率化を図るとともに時間を要している業務を特定した上で、その業務を行う適正人員がどのぐらい必要であるかを把握すべきである。その上で、不足している人員を補う際には、専門家を含め、求める人材の要件や役割分担を明確にしておくべきである。 ・校長・副校長・教頭が学校のマネジメントを適切に行えるように、管理職に登用するに当たっては、研修等によりマネジメント能力強化を図るとともに、そのマネジメントを補佐する役割を担う支援員については、<u>求められる能力を十分に備えた人材を配置する、あるいは経営の専門家及びそのチームによる支援システムを構築することを検討すべきである。</u> ・地方交付税の算定上見込まれている事務職員数と、実際の配置人数に大きな差が生じていることから、<u>まずは市町村費負担事務職員を適正に配置した上で、なお不足が生じる場合に支援員を配置すべきである。</u> ・短期的なアウトカムとしては、適切な勤怠管理により実態を把握した上で、<u>長時間勤務の是正状況を示す指標を設定すべきである。</u> ・支援員を配置することにより、<u>受益者である子供たちにどのように役に立っているのか、またコーディネーターや外部人材受入れに係る学校の負担状況が分かるような指標を設定すべきである。</u> ・文部科学省は国として、執行は自治体の裁量に任せて、単にその要望・報告を集約する役割に留まることなく、まずは複数の事例ベースでも良いので、好事例、悪い事例それぞれについて、どのような属性の人材にどのような役割分担を行うことによってその結果が生じたかなど、<u>分析・改善につなげるための詳細な情報を主体的に把握すべきである。</u> ・主体的に把握した詳細な情報を基に、自治体の自己評価報告をただ受け入れるのではなく、うまくいっていない自治体については、単に好事例を紹介するだけではなく、<u>具体的な支援や助言を行う仕組みを構築すべきである。</u> ・補助に当たっては、<u>想定される労働時間削減効果が出ている又は見込まれるか、事務職員の人員配置が適正なものとなっているかなどの補助要件を設定することにより、限られた財源で最大限の効果を出せるようにメリハリを付けるべきである。</u> 		
個別項目	対応方針・スケジュール	決定・実施した内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働の解決策としては、<u>まず業務の棚卸しやデジタル化を行い、業務の削減・効率化を図るとともに時間を要している業務を特定した上で、その業務を行う適正人員がどのぐらい必要であるかを把握すべきである。</u>その上で、不足している人員を補う際には、専門家を含め、求める人材の要件や役割分担を明確にしておくべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校・教師が担う業務に係る3分類」の周知・徹底を一層強化するとともに、校務DXの加速化、標準を大きく上回る授業時数の見直し等を推進し、業務の削減・効率化を進める。 ・令和7年度予算案において、副校長・教頭の厳しい勤務実態を踏まえ、副校長・教頭マネジメント支援員を拡充。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度予算案において、副校長・教頭マネジメント支援員を拡充（R6：1000人 → R7：1300人）。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・校長・副校長・教頭が学校のマネジメントを適切に行えるように、管理職に登用するに当たっては、<u>研修等によりマネジメント能力強化を図るとともに、そのマネジメントを補佐する役割を担う支援員については、求められる能力を十分に備えた人材を配置する、あるいは経営の専門家及びそのチームによる支援システムを構築することを検討すべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・校長・副校長・教頭のマネジメント能力強化については、「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」を改正し、校長が果たすべき役割として働き方改革に向けたマネジメントの重要性を位置付けるとともに、令和7年度から新たに学校管理職のマネジメント能力強化に向けたモデル事業の予算を措置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」を改正。 ・令和7年度から「子供の新たな学びの実現に資する学校管理職マネジメント力強化推進事業」を実施。 ・令和7年度から適用する補助事業の実施要領を改正し、各自治体が採用する人材について、想定される人材を記載予定。 	

	<ul style="list-style-type: none"> 学校管理職を補佐する支援員については、自治体において、学校管理職経験者など学校マネジメント業務を適切に支援できる人材の配置がされるよう、令和7年度事業の執行において趣旨の明確化を図る。 		
<ul style="list-style-type: none"> 地方交付税の算定上見込まれている事務職員数と、実際の配置人数に大きな差が生じていることから、<u>まずは市町村費負担事務職員を適正に配置した上で、なお不足が生じる場合に支援員を配置すべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村に対し、事務職員等の適切な配置を要請するとともに、令和7年度の教員業務支援員事業の執行に当たって新たな配分基準を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度中に自治体向けに通知を发出予定。 令和7年度の教員業務支援員事業の各都道府県等に対する交付額の決定に当たり、学校の働き方改革に資する自治体独自の職員の配置状況等を勘案し、各都道府県等に対する交付額を決定する予定。 	
<ul style="list-style-type: none"> 短期的なアウトカムとしては、適切な勤怠管理により実態を把握した上で、<u>長時間勤務の是正状況を示す指標を設定すべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 指摘を踏まえ、レビューシートの短期アウトカムについて、教師の時間外在校等時間の状況についての指標を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> レビューシートにおいて、令和7年度の教師の時間外在校等時間の状況に係る実績をフォローアップできるよう、補助対象の都道府県等に提出を求める達成評価調書の様式を改正予定。 今後5年間で（令和11年度までに）、教師の平均の時間外在校等時間を約3割縮減し、月30時間程度に縮減することを目標として設定。 	
<ul style="list-style-type: none"> 支援員を配置することにより、<u>受益者である子供たちにどのように役に立っているのか、またコーディネーターや外部人材受入れに係る学校の負担状況が分かるような指標を設定すべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 支援スタッフの配置を通じて学校における働き方改革を推進し、子供たちへのより良い教育の実現を図っている事例の分析を行う。 学校の負担状況については、外部人材の受入れにより過度な負担が生じた事例を把握できるよう、各都道府県・指定都市から提出される達成評価調書を見直す。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度において、実証地域の学校における働き方改革の具体的な取組に伴走し、効果検証等を行う調査研究の中で実施予定。 令和6年度事業の実績報告に係る達成評価調書の記載を充実するよう様式等を見直し、各都道府県等に依頼。 	
<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省は国として、執行は自治体の裁量に任せて、単にその要望・報告を集約する役割に留まることなく、<u>まずは複数の事例ベースでも良いので、好事例、悪い事例それぞれについて、どのような属性の人材にどのような役割分担を行うことによってその結果が生じたかなど、分析・改善につなげるための詳細な情報を主体的に把握すべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 指摘を踏まえ、各都道府県・指定都市から提出される達成評価調書を見直す。 支援スタッフの配置を通じて学校における働き方改革を推進し、子供たちへのより良い教育の実現を図っている事例や、外部人材の受入れにより過度な負担が生じた事例等の分析を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度事業の実績報告に係る達成評価調書の記載を充実するよう様式等を見直し、各都道府県等に依頼。 	
<ul style="list-style-type: none"> 主体的に把握した詳細な情報を基に、自治体の自己評価報告をただ受け入れるのではなく、<u>うまくいっていない自治体については、単に好事例を紹介するだけでなく、具体的な支援や助言を行う仕組みを構築すべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 指摘を踏まえ、各都道府県・指定都市から提出された達成評価調書等を精査し、具体的な支援や助言に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県・指定都市から提出された達成評価調書等を精査し、具体的な支援や助言に努める。 	
<ul style="list-style-type: none"> 補助に当たっては、<u>想定される労働時間削減効果が出ている又は見込まれるか、事務職員の人員配置が適正なものとなっているかなどの補助要件を設定することにより、限られた財源で最大限の効果を出せるようにメリハリを付けるべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 指摘を踏まえ、令和7年度の教員業務支援員事業の執行に当たって新たな配分基準を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度事業の各都道府県等に対する交付額の決定に当たり、学校の働き方改革に資する自治体独自の職員の配置状況等を勘案し、各都道府県等に対する交付額を決定する予定。 	

秋の年次公開検証の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	厚生労働省		
テーマ等	人材開発支援助成金		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業については、「人への投資」を促進する観点から事業費が拡大している中で、執行率が低い状態になっている。「人への投資」については、労働者の主体的な能力開発を促すため、個人向けの支給割合を高めていこうとしている一方、我が国ではメンバーシップ型の雇用慣行がまだまだに根強い。そうした中、事業主が納めた保険料を原資とし、事業主を通じた人材開発支援策である本事業については、<u>事業主による人材開発の取組を新たに掘り起こすことができているか、ひいては、労働者の側にとっても自らの能力開発やキャリア・アップに取り組む上での有効なインセンティブとなり得ているのかを厳格に検証する必要がある。</u> ・ その前提として、事業の助成金の具体的な支給先に関する情報を含め、<u>事業の実態把握に必要な定量的データを、財務諸表データを含め一元的に収集・分析すべきである。</u>その収集・分析の結果も踏まえ、助成対象の規模・業種を重点化又は限定することなど含め、その在り方について抜本的な見直しを検討すべきである。 ・ アウトカムとして、現在は助成金の直接の受益者が受ける主観的な効果となっているが、<u>本事業自体による効果を客観的に測定できるような、具体的かつ定量的な目標の設定を、事業の実態に関するデータを活用して、早急に検討すべきである。</u> ・ 事業規模についても、<u>訓練計画の提出から支給決定までに要する期間を考慮し、各年度に支給が見込まれる額を厳格に精査すべきである。</u> ・ 本年10月に会計検査院より指摘されたものを含め不適正受給の再発を防止するため、<u>事業主と訓練実施機関との契約状況を含めた厳格な審査や他の補助事業等の例も参考にしたペナルティの強化など、有効な対策・仕組みづくりを速やかに行う必要がある。</u> 		
個別項目	対応方針・スケジュール	決定・実施した内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業については、「人への投資」を促進する観点から事業費が拡大している中で、執行率が低い状態になっている。「人への投資」については、労働者の主体的な能力開発を促すため、個人向けの支給割合を高めていこうとしている一方、我が国ではメンバーシップ型の雇用慣行がまだまだに根強い。そうした中、事業主が納めた保険料を原資とし、事業主を通じた人材開発支援策である本事業については、<u>事業主による人材開発の取組を新たに掘り起こすことができているか、ひいては、労働者の側にとっても自らの能力開発やキャリア・アップに取り組む上での有効なインセンティブとなり得ているのかを厳格に検証する必要がある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材開発支援助成金の具体的な支給先に関する情報を含め、事業の実態把握に必要な定量的なデータを収集することとした上で、現在行っているアンケート調査によるフォローアップと合わせて、これらを総合的に分析し、本事業の効果検証の取組を強化。アンケートについては、調査会社に委託して毎年10月～翌年2月にアンケートを実施しており、毎年9月に調達の公示を行っていることから、2025年9月までにアンケート項目の見直しを行う予定。なお、追加でアンケートを行うことは、回答者の負担や予算の観点、毎年実施しているアンケートのスケジュールを早めることは、連続性の観点で困難と想定。 ・ データ収集や分析の方法等については、今後有識者にも相談の上、施策の見直しにつながる効果的なものとなるよう検討。 ・ その他、能力開発基本調査の結果を分析に使用することも想定。同調査は毎年10月～12月に実施し翌年度の6月末に調査結果公表という 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2024年12月に有識者へのヒアリングを実施した。引き続き、他の有識者にもヒアリングを行いつつ、手法や確認項目などについて検討していく。 ・ 具体的には、12月20日、有識者とオンラインでヒアリング。秋レビューの有識者取りまとめに対して、頂いた御意見は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 全般的、厚労省にとっては、ハードルが高いのではないと思われる。 経済センサスや企業活動基本調査等の政府統計などを用いて助成金を受給した企業と、受給していない企業でどのような違いがあるか（営業利益、労働者1人当たりの利益、平均賃金の上昇など）を業種別に集めていけば、メリハリのある助成を行うことにつながれるという発言の趣旨と認識。ただし、厚労省にとってはハードルが高いのではないか。 研究者の立場で言うと、中小企業の情報にアクセスするというのであれば、有料にはなるが帝国データバンク・東京商工リサーチなどを活用することが考えられる。また、経済センサスの分布と助成金活用事業所の分布の比較を行い業種・規模・地域性などの特徴を見て、制度利用率の高い分野を重点的に支援することなどが考えられる。 	

	<p>スケジュール。令和6年度調査（2024年10～12月に実施）は、秋のレビュー前に調査を開始しているため、秋のレビューでの指摘を踏まえた調査項目の見直しは、令和7年度調査に反映し、その結果の公表が2026年6月末を予定している。従って、データ収集や分析の方法等については、見直し後のアンケート結果及び能力開発基本調査の結果を踏まえ、2026年7月までに定める予定。</p>	<p>（審査書類でもない）財務諸表そのものを提出させることは難しいと思うので、助成金を受給した企業からは企業の教育訓練投資額や生産性がどれだけ増加しているのかをアンケートなどで提出させるとともに、助成金を受給していない企業の指標をベンチマークとして比較することが重要なので、助成金を受給していない企業の教育訓練投資額や生産性がどの程度増えたのか能力開発基本調査などで聴取して比較するという手法も考えられる。</p> <p>アンケートの回収率を上げるためには項目はなるべく簡素化する必要があることに留意。</p>	
<p>その前提として、事業の助成金の具体的な支給先に関する情報を含め、事業の実態把握に必要な定量的データを、財務諸表データを含め一元的に収集・分析すべきである。その収集・分析の結果も踏まえ、助成対象の規模・業種を重点化又は限定することなど含め、その在り方について抜本的な見直しを検討すべきである。</p>	<p>①により得られたデータを分析し、2026年度中に助成対象の規模等について検証を行う。</p>	<p>有識者の御意見を踏まえた案</p> <p>① 短期目標（インセンティブ）として、企業の教育訓練投資額（※1）や受講者数（受講率）の増加をアンケート（※2）で聴取し、助成金受給が教育訓練投資額や受講者数（受講率）の増加につながっているかを検証。</p> <p>② 中期目標（キャリア形成）として、助成金を受給した企業における資格取得を行った者の割合やスキルマップを導入している企業や、訓練実施の結果を職場内に展開している企業であれば、スキルマップ等に沿ってスキルの向上が図られたかなどの観点から、助成金を受給していない企業と比較してキャリア形成につながっているかを検証。</p> <p>③ 長期目標（処遇改善（賃金上昇、生産性の向上））として、アンケートにより助成金を活用した企業における賃金、経常利益等の上昇から生産性を把握し、国民経済計算等のデータ（GDP/就業者数）などと比較して、生産性が向上しているかを検証。アンケートの結果は業種別にクロス集計してどの業種で助成金が生産性の向上に寄与しているか比較分析。</p> <p>以上の案について、有識者に相談の上、調査手法や調査するデータの項目についても精査して検討していく。</p> <p>※1 教育投資額を増額したか否かについては、秋の行政事業レビューにおいて有識者から「それでは効果が測れない」との御指摘を頂いた。これは続く文脈から、「労働者が資格を取得した結果、賃金が上がった」などの個々の労働者ごとに効果検証することが求められているものと理解。</p> <p>しかしながら、助成金を受給した効果としてではなく、インセンティブとなったかどうかをを図る指標として、助成金を受給した企業と助成金を受給していない企業で教育訓練投資額を比較して、助成金を受給している企業の方でより多くの教育訓練投資が行われていれば、助成金の受給が教育訓練投資を誘発した（＝インセンティブ）として考えることができないかと考えているところ。</p>	

		<p>※2 毎年度調査を実施することを考えると、分かりやすいデータの取得や調査の手法を可能な限り簡素にする観点や、助成金を受給した事業所のみを抽出した統計データがないことから、助成金を受給した企業に係る指標を取得するにはアンケートという手法で行いたいと考えている。</p>	
<p>・アウトカムとして、現在は助成金の直接の受益者が受ける主観的な効果となっているが、<u>本事業自体による効果を客観的に測定できるような、具体的かつ定量的な目標の設定を、事業の実態に関するデータを活用して、早急に検討すべきである。</u></p>	<p>・①により得られたデータを分析し、2026年度中に事業目的に即して事業効果を定量的に測定できる目標を新たに設定することを検討。</p>	<p>・上述①、②のとおり、有識者にも相談の上、調査手法や調査するデータの項目について検討していく。目標設定については、実際にデータを取得し、どのような効果があるのか検証した上で設定したいと考えている。</p>	
<p>・事業規模についても、<u>訓練計画の提出から支給決定までに要する期間を考慮し、各年度に支給が見込まれる額を厳格に精査すべきである。</u></p>	<p>・各コースにおける訓練計画の提出から支給決定までに要する期間の実績等を踏まえて令和7年度所要額を精査。</p>	<p>・令和7年度予算案については、本助成金のコース・メニューごとに計画届の提出から支給決定に要する期間を踏まえて、抜本的に積算し直し、概算要求段階よりも約78億円減額(623億円→545億円)したところ。</p> <p>・今後も、計画届の提出から支給決定までの期間を考慮し、各年度の予算額が真に必要なものとなるよう厳格に精査していく。</p>	
<p>・本年10月に会計検査院より指摘されたものを含め不適正受給の再発を防止するため、<u>事業主と訓練実施機関との契約状況を含めた厳格な審査や他の補助事業等の例も参考にしたペナルティの強化など、有効な対策・仕組みづくりを速やかに行う必要がある。</u></p>	<p>・訓練実施機関から事業主に入金があった場合の取扱いについて支給要領を明確化するとともに、訓練実施機関からの入金の有無を確認できるような審査方法及び調査方法を不正受給防止マニュアルに規定した。</p>	<p>・会計検査院の指摘を踏まえて、再発防止のため、2024年11月に訓練実施機関等から入金があった場合の取扱いを明確化するために支給要領を改正するとともに、その審査方法等についてのマニュアル等を整理。</p> <p>・不正受給を行った事業主等に対しては、引き続き厳格に対応していく。</p>	<p>参考資料 https://www.mhlw.go.jp/content/1800000/001325358.pdf</p>

秋の年次公開検証の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	復興庁、経済産業省			
テーマ等	自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業基金			
指摘事項	<p>・基金事業の終了予定時期が1年とされた上で毎年度延長されているが、本基金の総括的な評価を行った上で、今後も本基金にて新規事業の採択を継続させるのであれば、<u>まずは事業の検証がしっかりと行えるよう、定量的な成果目標・指標と適切な基金の終了予定時期を明らかにすべきである。</u></p> <p>・基金の終了予定時期については、住民に対する医療・介護保険料等減免措置の例に倣って、避難指示解除後10年を一つの目安として検討するべきである。</p> <p>・この補助金は「雇用創出」「産業集積」を目指すものとされているが、<u>更に目標を具体化・明確化するとともに、対象となっている地域別に定量的な成果目標・指標を示すべきである。</u></p> <p>・この補助金によって取り組んでいる「福島イノベーション・コースト構想」は全国と同様の経済成長を対象地域で目指すものであり、少なくとも、<u>震災前と比べて既に全国並みにGDPが成長している市町村については、この基金は既に目的を果たしたと考えるべきである。</u></p> <p>・本基金による事業の透明性を図るため、これまでの交付対象事業の支出先の詳細が公表されていないが、<u>それぞれの効果を含めて公表すべきである。</u></p> <p>・雇用創出を目指すのであれば、<u>より雇用を増やしたり、地域経済への効果が高い企業を誘致するよう要件を見直すとともに、5年間の雇用数維持という要件を実態として満たしているのかを適切に把握し、満たしていない場合の補助金の返還を厳格に行わせるべきである。</u></p> <p>・結果的に事業の具体化や資金調達に至らない案件が多く見られることから、<u>案件採択に当たり、販路獲得、従業員確保、資金調達等、事業の実現可能性について、より明確な基準を設けるべきである。</u>あわせて、事業の採択状況を勘案して、<u>基金残高を適正化すべきである。</u>特に、800億円超の基金残高のうち、滞留案件については、<u>実現可能性を的確に審査し、実現可能性が低いと考えられる場合には、辞退の促しや交付決定の取消などにより、基金残高の適正化を図ることも検討すべきである。</u></p>			
	個別項目	対応方針・スケジュール	決定・実施した内容	備考
	<p>・基金事業の終了予定時期が1年とされた上で毎年度延長されているが、<u>本基金の総括的な評価を行った上で、今後も本基金にて新規事業の採択を継続させるのであれば、まずは事業の検証がしっかりと行えるよう、定量的な成果目標・指標と適切な基金の終了予定時期を明らかにすべきである。</u></p>	<p>福島県の被災地は、地震、津波、原子力災害、風評被害といった世界でも前例のない複合災害に災した地域であり、自然災害とは異なる課題に直面してきた地域の復興の状況は様々である。本事業は、避難指示区域等における雇用の創出や産業集積を図り、創造的復興を実現するための極めて重要な施策である。福島復興の道のりはいまだ途上であり、中長期的な対応が必要とされているところ、地域の実情をよくお伺いしながら、復興が成し遂げられるその日まで、国が前面に立って、取組を進めていく必要がある。こうした考えに沿って、これまでも立地企業数（短期目標）・雇用者数（長期アウトカム）を用いて現状把握をしてきたところ。</p> <p>「本基金の総括的な評価を行った上で、今後も本基金にて新規事業の採択を継続させるのであれば、まずは事業の検証がしっかりと行えるよう、定量的な成果目標・指標と適切な基金の終了予定時期を明らかにすべき」との御指摘については、県や市町村の意見をよく伺いながら、慎重に議論をしていく必要がある。</p>	<p>・「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」（令和6年12月27日復興推進会議決定）（抄）</p> <p>3. 復興の基本姿勢及び各分野における取組</p> <p>（1）原子力災害被災地域</p> <p>第2期復興・創生期間の後の令和8年度の予算編成に反映させるため、本決定で掲げた各分野の取組や課題等について、復興施策の進捗状況や効果検証等を踏まえ、避難指示解除の時期等によりそれぞれ大きく異なる地方公共団体の状況を考慮しつつ、さらに具体化を進め、令和7年夏までに現行の基本方針を見直す。</p>	<p>「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」</p> <p>https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-1/02_20241227_onakadai.pdf</p>

<p>・<u>基金の終了予定時期については、住民に対する医療・介護保険料等減免措置の例に倣って、避難指示解除後10年を一つの目安として検討すべきである。</u></p>	<p>「基金の終了予定時期については、避難指示解除後10年を一つの目安として検討すべき」との御指摘については、自然災害とは異なる課題に直面してきた地域の復興の状況は様々であり、県や市町村の意見をよく伺いながら、慎重に議論をしていく必要がある。</p>	<p>・「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」（令和6年12月27日復興推進会議決定）（抄）</p> <p>3. 復興の基本姿勢及び各分野における取組</p> <p>（1）原子力災害被災地域</p> <p>第2期復興・創生期間の後の令和8年度の予算編成に反映させるため、本決定で掲げた各分野の取組や課題等について、復興施策の進捗状況や効果検証等を踏まえ、避難指示解除の時期等によりそれぞれ大きく異なる地方公共団体の状況を考慮しつつ、さらに具体化を進め、令和7年夏までに現行の基本方針を見直す。</p>	<p>「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」</p> <p>https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-1/02_20241227_onakadai.pdf</p>
<p>・この補助金は「雇用創出」「産業集積」を目指すものとされているが、<u>更に目標を具体化・明確化するとともに、対象となっている地域別に定量的な成果目標・指標を示すべきである。</u></p>	<p>福島県の被災地は、原子力災害を含む世界でも前例のない複合災害に罹り災した地域であり、自然災害とは異なる課題に直面してきた地域の復興の状況は様々である。「更に目標を具体化・明確化するとともに、対象となっている地域別に定量的な成果目標・指標を示すべき」との御指摘については、被災地の経済圏、商圏は、近隣地域にまたがり、相互補完関係にもあったことから、県や市町村の意見をよく伺いながら、慎重に議論をしていく必要がある。</p>	<p>・「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」（令和6年12月27日復興推進会議決定）（抄）</p> <p>3. 復興の基本姿勢及び各分野における取組</p> <p>（1）原子力災害被災地域</p> <p>第2期復興・創生期間の後の令和8年度の予算編成に反映させるため、本決定で掲げた各分野の取組や課題等について、復興施策の進捗状況や効果検証等を踏まえ、避難指示解除の時期等によりそれぞれ大きく異なる地方公共団体の状況を考慮しつつ、さらに具体化を進め、令和7年夏までに現行の基本方針を見直す。</p>	<p>「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」</p> <p>https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-1/02_20241227_onakadai.pdf</p>
<p>・この補助金によって取り組んでいる「福島イノベーション・コースト構想」は全国と同様の経済成長を対象地域で目指すものであり、<u>少なくとも、震災前と比べて既に全国並みにGDPが成長している市町村については、この基金は既に目的を果たしたと考えるべきである。</u></p>	<p>「震災前と比べて既に全国並みにGDPが成長している市町村については、この基金は既に目的を果たしたと考えるべき」との御指摘については、被災地の経済圏、商圏は、近隣地域にまたがり、相互補完関係にもあったことから、県や市町村の意見をよく伺いながら、慎重に議論をしていく必要がある。</p>	<p>・「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」（令和6年12月27日復興推進会議決定）（抄）</p> <p>3. 復興の基本姿勢及び各分野における取組</p> <p>（1）原子力災害被災地域</p> <p>第2期復興・創生期間の後の令和8年度の予算編成に反映させるため、本決定で掲げた各分野の取組や課題等について、復興施策の進捗状況や効果検証等を踏まえ、避難指示解除の時期等によりそれぞれ大きく異なる地方公共団体の状況を考慮しつつ、さらに具体化を進め、令和7年夏までに現行の基本方針を見直す。</p>	<p>「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」</p> <p>https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-1/02_20241227_onakadai.pdf</p>

<p>・本基金による事業の透明性を図るため、これまでの交付対象事業の支出先の詳細が公表されていないが、それぞれの効果を含めて公表すべきである。</p>	<p>「事業の透明性を図るため、これまでの交付対象事業の支出先の詳細が公表されていないが、それぞれの効果を含めて公表すべき」との御指摘については、これまでも、全交付対象事業者の採択事業者名の公表と、基金シートにおける当該年度の上位10社への補助金支出額の毎年公表に取り組んでいるところ、透明性をより高めるため、交付決定額の開示等の必要な見直しを行う。</p>	<p>・「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」（令和6年12月27日復興推進会議決定）（抄）</p> <p>3. 復興の基本姿勢及び各分野における取組</p> <p>（1）原子力災害被災地域</p> <p>第2期復興・創生期間の後の令和8年度の予算編成に反映させるため、本決定で掲げた各分野の取組や課題等について、復興施策の進捗状況や効果検証等を踏まえ、避難指示解除の時期等によりそれぞれ大きく異なる地方公共団体の状況を考慮しつつ、さらに具体化を進め、令和7年夏までに現行の基本方針を見直す。</p>	<p>「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」</p> <p>https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-1/02_20241227_omonakadai.pdf</p>
<p>・雇用創出を目指すのであれば、より雇用を増やしたり、地域経済への効果が高い企業を誘致するよう要件を見直すとともに、5年間の雇用数維持という要件を実態として満たしているのかを適切に把握し、満たしていない場合の補助金の返還を厳格に行わせるべきである。</p>	<p>「より雇用を増やしたり、地域経済への効果が高い企業を誘致するよう要件を見直す」べきとの御指摘については、原子力災害を含む世界でも前例のない複合災害に被災した地域であることを踏まえつつ、雇用の創出や地域経済への波及効果をより高める観点で、県や市町村の意見をよく伺いながら、適切な補助金の在り方について必要な見直しを検討していく。</p> <p>「5年間の雇用数維持という要件を実態として満たしているのかを適切に把握し、満たしていない場合の補助金の返還を厳格に行わせるべきである」との御指摘については、補助事業完了後5年間の報告を通じて雇用要件の達成状況を把握してきた。また、交付規程等に違反した場合の補助金の返還等を含めたルールを策定し、運用を行ってきた。引き続き、原子力災害を含む世界でも前例のない複合災害に被災した地域であることを踏まえつつ、適切に運用していく。</p>	<p>・「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」（令和6年12月27日復興推進会議決定）（抄）</p> <p>3. 復興の基本姿勢及び各分野における取組</p> <p>（1）原子力災害被災地域</p> <p>第2期復興・創生期間の後の令和8年度の予算編成に反映させるため、本決定で掲げた各分野の取組や課題等について、復興施策の進捗状況や効果検証等を踏まえ、避難指示解除の時期等によりそれぞれ大きく異なる地方公共団体の状況を考慮しつつ、さらに具体化を進め、令和7年夏までに現行の基本方針を見直す。</p>	<p>「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」</p> <p>https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-1/02_20241227_omonakadai.pdf</p>
<p>・結果的に事業の具体化や資金調達に至らない案件が多く見られることから、<u>案件採択に当たり、販路獲得、従業員確保、資金調達等、事業の実現可能性について、より明確な基準を設けるべきである。</u>あわせて、<u>事業の採択状況を勘案して、基金残高を適正化すべきである。</u>特に、800億円超の基金残高のうち、滞留案件については、<u>実現可能性を的確に審査し、実現可能性が低いと考えられる場合には、辞退の促しや交付決定の取消などにより、基金残高の適正化を図ることも検討すべきである。</u></p>	<p>「案件採択に当たり、販路獲得、従業員確保、資金調達等、事業の実現可能性について、より明確な基準を設けるべき」との御指摘については、原子力被災地における事業は通常よりも困難が伴うことを念頭に基準を設けているところ、定量的なものを示すことは難しいが、原子力災害を含む世界でも前例のない複合災害に被災した地域であることを踏まえつつ、不採択理由の開示について必要な見直しを検討していく。</p> <p>また、「事業の採択状況を勘案して、基金残高を適正化すべき」「滞留案件については、実現可能性を的確に審査し、実現可能性が低いと考えられ</p>	<p>・「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」（令和6年12月27日復興推進会議決定）（抄）</p> <p>3. 復興の基本姿勢及び各分野における取組</p> <p>（1）原子力災害被災地域</p> <p>第2期復興・創生期間の後の令和8年度の予算編成に反映させるため、本決定で掲げた各分野の取組や課題等について、復興施策の進捗状況や効果検証等を踏まえ、避難指示解除の時期等によりそれぞれ大きく異なる地方公共団体の状況を考慮しつつ、さらに具体化を進め、令和7年夏までに</p>	<p>「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等」</p> <p>https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-1/02_20241227_omonakadai.pdf</p>

	<p>る場合には、辞退の促しや交付決定の取消などにより、基金残高の適正化を図ることも検討すべき」との御指摘については、基金残高の多くは既に支出先及び支出予定時期が決まっており、制度上の問題はないものと認識しているが、引き続き、基金残高の適正化に努める。</p> <p>このような既存の取組も踏まえながら、事業成立性の確度向上や滞留案件発生時の対策等の在り方について、引き続き、県や市町村の意見をよく伺いながら、必要な見直しを検討していく。</p>	<p><u>現行の基本方針を見直す。</u></p>	<p>onakada i . pdf</p>
--	---	----------------------------	--

秋の年次公開検証の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	経済産業省		
テーマ等	リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業基金		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>アウトカムについて、企業間・産業間の労働移転の円滑化を通じた構造的な賃上げの実現という事業目的や補助対象を踏まえ、賃金上昇率や転職者数、転職支援マーケットの構造転換の状況等も加味した成果目標・指標の設定を検討すべきである。</u> ・ <u>本事業を通じて転職支援を受けた者の属性やその後の状況、転職支援を受けていない者との比較等のデータ収集・分析を迅速に行い、適宜対外的に説明するとともに、転職者を受け入れる企業の開拓といった施策にしっかりと反映させていくべきである。</u> ・ <u>基金設置法人の選定に当たっては、その果たすべき役割・業務を明確に定義し、選定後は、その役割・業務を適切に担えているか、また、基金設置法人に係る管理費がその業務に見合った水準に抑えられているかを不断に点検すべきである。</u> ・ <u>基金事業における効果的なガバナンスが確保できるよう、個々の補助金の審査・採択を国・基金設置法人が連名で立ち上げた第三者委員会において行うなど、経済産業省が本年4月に策定したルールに沿った管理体制を速やかに構築すべきである。その際、基金設置法人の専門性や法人が担う役割や体制を踏まえ、所管省庁による適切なガバナンスが行われることが重要である。</u> ・ <u>基金に関する業務を民間企業に外注する場合、特にグループ企業内で業務の再委託が行われる場合には、管理費が高止まりして効率的な執行が阻害されていないか、所管省庁及び基金設置法人による一層厳格な管理体制を構築すべきである。</u> 		
個別項目	対応方針・スケジュール	決定・実施した内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>アウトカムについて、企業間・産業間の労働移転の円滑化を通じた構造的な賃上げの実現という事業目的や補助対象を踏まえ、賃金上昇率や転職者数、転職支援マーケットの構造転換の状況等も加味した成果目標・指標の設定を検討すべきである。</u> 	<p>本事業の目的等を踏まえ、成果目標・指標を見直した上で、令和7年度の基金シート等に反映する。</p>	<p>リスキリングと企業間・産業間の労働移動の円滑化を通じた構造的な賃上げという本事業の目的を踏まえ、中期アウトカムの成果指標として「リスキリング講座を修了した者のうち、転職完了に至った者の比率（本事業を通じてリスキリングのための講座を受講した者のうち転職に成功した者の人数/本事業を通じてリスキリングのための講座を受講した者の人数）」を新たに設定する。具体的な成果目標については引き続き検討を行い、令和7年度の基金シート等に反映し、公表する。</p> <p>また、長期アウトカムの成果指標は引き続き「賃金上昇していた者の比率」とした上で、成果目標については、現行の「本事業を通じて転職した者のうち、1年後に賃金上昇していた者の比率を令和10年度までに50%にする。」に加えて、「本事業を通じて転職した者のうち、1年後に賃金が1割上昇していた者の比率を令和10年度までに30%にする。」を追加で設定することとし、令和7年度の基金シート等に反映し、公表する。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本事業を通じて転職支援を受けた者の属性やその後の状況、転職支援を受けていない者との比較等のデータ収集・分析を迅速に行い、適宜対外的に説明するとともに、転職者を受け入れる企業の開拓といった施策にしっかりと反映させていくべきである。</u> 	<p>個々のニーズに合わせた、リスキリングを通じた賃金上昇を伴う転職を更に広げていくため、更に多くの事業者に参加いただき、多彩な事業を提供できるよう、本事業に参加する事業者の追加公募（5次公募）を行う。</p> <p>本事業では、採択事業者に対して、支援を行った者の属性等に関する情報の提出を求めており、収集したデータは事業者の採択審査の際に</p>	<p>個々のニーズに合わせた、リスキリングを通じた賃金上昇を伴う転職を更に広げていくため、更に多くの事業者に参加いただき、多彩な事業を提供できるよう、本事業に参加する事業者の追加公募（5次公募）を令和6年12月から行った。</p> <p>その際には、1～4次公募で採択した事業者のアウトプット、アウトカム等に関する情報を整理し、5次公募における採択審査の際に、審査委員に確認いただくことで、本事業のアウトプット、</p>	

	<p>活用し、本事業のアウトプット、アウトカムの達成に資する事業者の採択につなげる。</p> <p>これにより、リスクリングを通じた賃金上昇を伴う多様な転職を更に促すことで、転職者を受け入れる企業の開拓が進むように努める。</p> <p>また、本事業の支援を受けていない者との比較等のデータ収集・分析も今後行う。具体的なデータ分析や分析結果の公表方法については、今後検討を行う。</p>	<p>アウトカムの達成に資する事業者の採択につなげる。</p> <p>また、東大エコノミックコンサルティング株式会社に再委託し、一般的な転職希望者及び転職完了者へのアンケート調査を令和8年春～夏と、令和10年春～夏に計2回実施する予定。その結果を用いて、本事業者の支援を受けて転職した者と本事業者の支援を受けずに転職した者の比較・分析を行い、その結果を公表する。なお、具体的なデータ分析や分析結果の公表方法等については、引き続き検討を行う。</p>	
<p>・ <u>基金設置法人の選定に当たっては、その果たすべき役割・業務を明確に定義し、選定後は、その役割・業務を適切に担えているか、また、基金設置法人に係る管理費がその業務に見合った水準に抑えられているかを不断に点検すべきである。</u></p>	<p>基金設置法人は、「基金の管理・運用」、「事務局の指導監督」、「事業実施体制及び事務費用」、「法人自体について」の4つの観点から評価し選定した。</p> <p>基金設置法人がその役割・業務を適切に担えているか、また、基金設置法人に係る管理費がその業務に見合った水準に抑えられているかを確認する。</p>	<p>基金設置法人が果たすべき役割・業務については、基金設置法人の選定の際に公募要領で定義しており、基金事業執行に際しては、契約の際に定めた交付要綱・実施要領に基づき、毎週の定期的な打合せ・報告による確認を通じて、必要に応じた指導監督を行っている。引き続き綿密な連携、指導監督を行う。</p> <p>また、基金設置法人に係る管理費がその業務に見合った水準に抑えられているかについては、現地検査によって、具体的な証憑類の検査も行い、経費の算定方法は正しいのか、適切な単価を使用しているか等を踏まえて適切な管理費の支出であるか確認を行う。</p> <p>基金事業終了までこれらについて不断に点検を行う。</p>	
<p>・ <u>基金事業における効果的なガバナンスが確保できるよう、個々の補助金の審査・採択を国・基金設置法人が連名で立ち上げた第三者委員会において行うなど、経済産業省が本年4月に策定したルールに沿った管理体制を速やかに構築すべきである。その際、基金設置法人の専門性や法人が担う役割や体制を踏まえ、所管省庁による適切なガバナンスが行われることが重要である。</u></p>	<p>個々の補助金の審査を国・基金設置法人が連名で立ち上げた第三者委員会において行うなど、経済産業省が令和6年4月に策定したルールに沿って本事業の実施要領を改正する。これに基づき、国・基金設置法人が連名で第三者委員会の立ち上げを行うべく設置運営規則の改正を進めるなど、新ルールに沿った管理体制の構築を進める。</p>	<p>基金事業における経済産業省によるガバナンスについては、これまでも公募要領、交付要綱、実施要領において、基金設置法人等が果たすべき役割・業務を定義し、国による指導監督・補助金交付の基準（交付規程）の承認・補助事業者採択決定時の協議など、ガバナンスを確保してきたところ。</p> <p>くわえて、経済産業省が令和6年4月に策定したルールに沿って本事業の実施要領を新規公募前の令和6年12月に改正済み。</p> <p>これによって個々の補助金の審査・採択を国・基金設置法人が連名で立ち上げた第三者委員会において行い、その第三者委員会自体の運営に国が責任を負う、また交付規程に基づく手続の主体は基金設置法人が行い、国がその指導監督を直接的に基金設置法人に対して行うなど、更なるガバナンス強化を実施した。</p>	
<p>・ <u>基金に関する業務を民間企業に外注する場合、特にグループ企業内で業務の再委託が行われる場合には、管理費が高止まりして効率的な執行が阻害されていないか、所管省庁及び基金設置法人による一層厳格な管理体制を構築すべきである。</u></p>	<p>改正前の実施要領においても、事務局が相見積りによる契約ではなく、選定理由書の作成による契約の場合であっても、選定理由として、グループ企業との取引であることを理由とすることは認めていない。</p> <p>これに加え、改正後の実施要領においては、受託事業者が契約金額100万円以上の再委託等を行う場合は、大臣及び基金設置法人の了解を</p>	<p>厳格な管理体制については、これまでも、公募要領等において、国及び基金設置法人、事務局が行う役割・業務を定義し、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる部分の再委託等の禁止や、再委託等の割合が50%を超える場合は国が事前にその妥当性・合理性の確認、再委託等の選定に当たっては相見積りを原則とし、相見積りを取らない場合は選定理由を明らかにした理由書の提出を求めているところ。選定理由についてもグループ企業との取引であることを理由に認めないなど、再委託の執行体制の確認につ</p>	

	<p>事前に得ることとした。</p>	<p>いて厳格に対応を行ってきたところ。</p> <p>御指摘のグループ企業の再委託により効率的な執行が阻害されていないか、については補正予算事業として早期執行が求められる中、特に①迅速性及び効率性並びに②過去の公共事業の受注歴等の実績面とを両立させる観点から主にシステムセキュリティ等の業務について再委託先として選定されているところ。</p> <p>なお、再委託等であっても、要した経費の内訳を確認する精算払となる。基金設置法人や委託先等も含め、経費の算定方法は正しいのか、適切な単価を使用しているか等、適切な管理費の支出であるか、基金事業終了まで不断に点検を行う。</p> <p>くわえて、経済産業省が令和6年4月に策定したルールにのっとり改正した実施要領に基づき、受託事業者が契約金額100万円以上の再委託等を行う場合は、全て事前にその妥当性・合理性、選定方法、金額等について了解をすることとしている。</p> <p>引き続き経済産業省及び基金設置法人において、その体制の経済合理性・妥当性があるか、選定方法、適切な管理費の支出について確認を行う。</p>	
--	--------------------	---	--

秋の年次公開検証の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省名	内閣官房行政改革推進本部事務局		
テーマ等	EBPMの推進を担う人材の育成の在り方について		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・論点1については、EBPMの理解について、「レビューシートは説明責任を果たすための作文」という誤解が生じており、政策立案の質を高め、そのプロセスを言語化するという正しい理解を広めることが必要。また、EBPM実践のための能力向上について、社会課題の複雑さや困難さの度合いが増し、解決が難しくなっている現状を踏まえ、必要に応じて外部有識者を取り入れるなど、より柔軟な体制整備を各府省庁において工夫し、行革事務局も支援すべき。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 論点1：【事業所管部局】や【EBPM推進部局】の担当者の理解・能力向上のためにどのような取組が考えられるか。 ・論点2については、若手職員が主体的に関与することが非常に重要で、それが結果的にモチベーション及び能力の向上につながると思う。各府省庁において、各幹部のリーダーシップの下、社会課題を解決するために、誰と協力すればよいか、誰の知恵を借りればいいのかについての、若手職員のためのポジティブで、心理的安全性が確保された学びの場や環境を整えるべき。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 論点2：事業の目的や課題認識、目指す効果についての共通認識を持ち、若手職員が政策立案に主体的に関与することは、若手職員の能力・モチベーションの向上にもつながりうるが、どのような取組を進めていくことが有意義か。 ・論点3については、事業所管部局は、現行の政策ありきではなく、政策の見直しを通じて人が育つことを改めて認識し、EBPMの推進に率先して取り組むためのマネジメントを行うべき。EBPM推進部局は、EBPM推進が組織力向上に資するという自覚の下、府省庁における重要な部署、言わば司令塔であると位置付け、会計部局等との連携強化や適切な人材配置等を考えていくべき。政府全体でのEBPM推進を担う行革事務局は、こうした体制ができていく府省庁を積極的に評価し、共通機能としてのデータベースの充実や政府内での喫緊に必要なEBPMに関する取組についてのワークショップの開催などの伴走支援を更に実施していくべき。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 論点3：今後、国の職員が効果測定を進める場面が増えると想定される中、どのような取組を進めていくべきか。各府省の【事業所管部局】や【EBPM推進部局】などの役割、【行政改革推進本部事務局等】の役割はどのようなものが考えられるか。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	決定・実施した内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・論点1については、<u>EBPMの理解について、「レビューシートは説明責任を果たすための作文」という誤解が生じており、政策立案の質を高め、そのプロセスを言語化するという正しい理解を広めることが必要。また、EBPM実践のための能力向上について、社会課題の複雑さや困難さの度合いが増し、解決が難しくなっている現状を踏まえ、必要に応じて外部有識者を取り入れるなど、より柔軟な体制整備を各府省庁において工夫し、行革事務局も支援すべき。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・行革事務局において、以下のスケジュールで各府省庁の状況把握や周知徹底を行う。 ・令和7年2月 <ul style="list-style-type: none"> ①各府省庁の政策立案総括審議官を対象としたアンケートの実施 ②EBPM推進委員会 開催 ③「EBPM推進の取組方針」（事務連絡）発出 ・令和7年3月 <ul style="list-style-type: none"> 「行政事業レビューシート作成ガイドブック」改正 ・令和7年4月 <ul style="list-style-type: none"> 「EBPM補佐官」増員 令和7年度から、各府省庁の多様なニーズにより幅広く応えるため、EBPM補佐官の専門分野等を強化し、更なる伴走支援の充実のため「EBPM補佐官」を増員。 ・令和7年春頃 <ul style="list-style-type: none"> 行政事業レビューシート作成ガイドブック等解説会 	<p><EBPMの理解について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年2月に発出した「EBPM推進の取組方針」（事務連絡）や、令和7年3月に改正した「行政事業レビューシート作成ガイドブック」において、レビューシートが政策立案のプロセスを言語化、文書化して蓄積し、政策立案の質の向上につなげていくものであること、政策の見直しを通じて人が育つことを改めて認識し、職員の能力向上を図り、EBPMの定着との好循環を促していくことを明記し、各府省庁の政策立案総括審議官が構成員であるEBPM推進委員会も活用して、各府省庁に周知徹底。 ・各府省庁の取組状況を把握するため、令和7年2月に、政策立案総括審議官を対象としたアンケートを実施。EBPMの実践における効果や課題を把握し、EBPMを実践する上での取組の質の向上や各府省庁の負担軽減など今後の取組を改善する。 	

	<p>行政職員全体の EBPM 実践のための能力向上のため、行政事業レビューシート作成ガイドブック等の EBPM 実践のための参考資料について、解説会を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年9月 優良事業改善事例の横展開 9月に開催予定の EBPM 推進委員会において、各府省庁の EBPM の取組事例である優良事業改善事例を周知。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・論点2については、若手職員が主体的に関与することが非常に重要で、それが結果的にモチベーション及び能力の向上につながると思う。<u>各府省庁において、各幹部のリーダーシップの下、社会課題を解決するために、誰と協力すればよいか、誰の知恵を借りればよいのかについての、若手職員のためのポジティブで、心理的安全性が確保された学びの場や環境を整えるべき。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・行革事務局において、以下のスケジュールで心理的安全性が確保された学びの場や環境を整える取組を行う。 ・令和7年2月 <ul style="list-style-type: none"> ①公開プロセス、秋のレビューに参加した有識者を対象としたアンケートの実施 ②EBPM 推進委員会 開催 ③「EBPM 推進の取組方針」(事務連絡) 発出 ・令和7年3月 <ul style="list-style-type: none"> ①「行政事業レビューシート作成ガイドブック」改正 ②行政事業レビュー実施要領の改正 ・令和7年4月 「EBPM 補佐官」 増員 令和7年度から、各府省庁の多様なニーズにより幅広く応えるため、EBPM 補佐官の専門分野等を強化し、更なる伴走支援の充実のため「EBPM 補佐官」を増員。 ・実施について検討中の取組 令和6年に非公開で実施した府省庁横断的なワークショップ形式での議論、実践方法の提示の成果も踏まえ、EBPM 実践に向けた EBPM チームの担当職員を中心とした行政職員の能力向上のための伴走支援について、昨年同様心理的安全性が確保されたクローズドな場として、令和7年も引き続き実施を検討中。こうした取組や EBPM 補佐官の増員を踏まえ、令和7年4月以降、EBPM 補佐官派遣制度の活用など有識者のサポートを得ながら業務改善策を検討できる各府省庁への伴走支援をより充実させる。 	<p><心理的安全性が確保された学びの場や環境を整える取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年2月に発出した「EBPM 推進の取組方針」(事務連絡)や、令和7年3月に改正した「行政事業レビューシート作成ガイドブック」において、幹部・管理職には、若手職員が安心や信頼の醸成された中でコミュニケーションができ、政策立案に関与している実感を持てる良好な人間関係や良い状態 (Well-being) を作ることが求められることから、若手職員のためのポジティブで、心理的安全性が確保された学びの場や環境を整えることが求められることを明記し、各府省庁の政策立案総括審議官が構成員である EBPM 推進委員会も活用して、各府省庁に周知徹底。 ・EBPM の観点から事業の改善につながるような充実した議論が担当部局とできたかなどを確認し、充実した議論のために改善すべき点などを把握するため、令和7年2月、有識者を対象としたアンケートを実施。 ・令和7年3月、行政事業レビュー実施要領の改正に伴い、職員の資質向上について、各府省庁の幹部・管理職は、政策判断の精度向上及び若手職員の意欲や能力の向上のため、コミュニケーションツールとして、レビューシートを一層活用すべき旨を明記。 	

<p>・論点3については、事業所管部局は、現行の政策ありきではなく、政策の見直しを通じて人が育つことを改めて認識し、EBPMの推進に率先して取り組むためのマネジメントを行うべき。EBPM推進部局は、EBPM推進が組織力向上に資するという自覚の下、府省庁における重要な部署、言わば司令塔であると位置付け、会計部局等との連携強化や適切な人材配置等を考えていくべき。政府全体でのEBPM推進を担う行革事務局は、こうした体制ができていない府省庁を積極的に評価し、共通機能としてのデータベースの充実や政府内での喫緊で必要なEBPMに関する取組についてのワークショップの開催などの伴走支援を更に実施していくべき。</p>	<p>・行革事務局において、以下のスケジュールで各府省庁の EBPM 推進部局等の状況把握や周知徹底を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年2月 <ul style="list-style-type: none"> ①各府省庁の政策立案総括審議官を対象としたアンケートの実施 ②EBPM 推進委員会 開催 ③「EBPM 推進の取組方針」（事務連絡）発出 ・令和7年3月 <ul style="list-style-type: none"> 「行政事業レビューシート作成ガイドブック」改正 ・令和7年4月 <ul style="list-style-type: none"> 「EBPM 補佐官」 増員 <p>令和7年度から、各府省庁の多様なニーズにより幅広く応えるため、EBPM 補佐官の専門分野等を強化し、更なる伴走支援の充実のため「EBPM 補佐官」を増員。</p> ・令和7年春目途 <ul style="list-style-type: none"> ①行政事業レビューAI アイデアソン・ハッカソン 開催 <p>行政事業レビューシートの作成・点検に関する各府省庁の課題の解決・質の向上と効率化の両立を図るため、行政事業レビューAI アイデアソン・ハッカソンを開催予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ②レビューシートのデータ分析及び AI の利活用等に関する調査研究の実施 <p>令和7年4月以降、行政事業レビューシートの質の向上等に向け、レビューシートのデータ分析及び AI の利活用等に関する調査研究を実施予定。</p> ・実施について検討中の取組 <p>令和6年に実施した府省庁横断的なワークショップ形式での議論、実践方法の提示の成果も踏まえ、EBPM 実践に向けた行政職員の能力向上のための伴走支援について、令和7年も引き続き実施を検討中。また、EBPM 補佐官の増員を踏まえ、令和7年4月以降、EBPM 補佐官派遣制度を活用した各府省庁への伴走支援をより充実させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年秋目途 <p>EBPM 推進委員会開催</p> <p>本年の取組を踏まえ、令和7年秋の EBPM 推進委員会において、EBPM 推進のため省内で柔</p>	<p><EBPM 推進部局・事業所管部局における取組の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年2月に発出した EBPM 推進の取組方針（事務連絡）や、令和7年3月に改正した「行政事業レビューシート作成ガイドブック」において、事業所管部局や EBPM 推進部局の役割を明記し、各府省庁の政策立案総括審議官が構成員である EBPM 推進委員会も活用して、各府省庁に周知徹底。 ・各府省庁における EBPM 推進部局を含むレビュー推進チームの体制整備の状況等、EBPM 推進部局が各府省庁内での司令塔としての役割を果たしているかについて把握し、EBPM 推進のボトルネックがないか確認するため、令和7年2月、各府省庁の政策立案総括審議官を対象としたアンケートを実施。 <p><データ分析を通じた取組の底上げ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年1月以降、各府省庁の行政事業レビューシートの作成を支援するための入力機能の改善等や行政事業レビューシートのデータの「見える化」の充実・強化に向けた RS システムの機能改修に着手。 	
--	---	---	--

	<p>軟な人材配置を行い、レビューシートの審査を行うなど EBPM 推進のための体制構築ができている府省庁を評価し、取組を横展開する予定。</p> <ul style="list-style-type: none">・順次実施する取組 <p>RS システムの機能改修</p> <p>令和7年1月以降、各府省庁の行政事業レビューシートの作成を支援するための入力機能の改善等や行政事業レビューシートのデータの「見える化」の充実・強化に向けた RS システムの機能改修に着手。</p>		
--	---	--	--